



離島等供給約款

[低圧用]

令和6年4月1日実施

東京電力パワーグリッド株式会社

令和 6 年 3 月 18 日 届 出

離島等供給約款

目 次

I 総 則	1
1 適 用	1
2 離島等供給約款の届出および変更	1
3 定 義	1
4 単位および端数処理	3
5 実 施 細 目	3
II 契約の申込み	4
6 需給契約の申込み	4
7 需給契約の成立および契約期間	5
8 需 要 場 所	5
9 需給契約の単位	7
10 供 給 の 開 始	8
11 供 給 の 単 位	8
12 承 諾 の 限 界	8
13 需給契約書の作成	9
III 契約種別および料金	10
14 契 約 種 別	10
15 定 額 電 灯	10
16 従 量 電 灯	12
17 季節別時間帯別電灯	18
18 ピーク抑制型季節別時間帯別電灯	23
19 臨 時 電 灯	26
20 公 衆 街 路 灯	30

21	低圧高負荷契約.....	33
22	低 圧 電 力.....	36
23	臨 時 電 力.....	39
24	農 事 用 電 力.....	41
IV	料金の算定および支払い.....	43
25	料金の適用開始の時期.....	43
26	検 針 日.....	43
27	料金の算定期間.....	44
28	計 量.....	44
29	使用電力量の算定期間等.....	45
30	料 金 の 算 定.....	46
31	日 割 計 算.....	47
32	料金の支払義務および支払期日.....	47
33	料金その他の支払方法.....	49
34	延 滞 利 息.....	50
V	使用および供給.....	52
35	適正契約の保持.....	52
36	力 率 の 保 持.....	52
37	需要場所への立入りによる業務の実施.....	52
38	電気の使用にともなうお客様との協力.....	53
39	供 給 の 停 止.....	54
40	供給停止の解除.....	55
41	供給停止期間中の料金.....	55
42	違 約 金.....	55
43	供給の中止または使用の制限もしくは中止.....	56
44	損害賠償の免責.....	56
45	設 備 の 賠 償.....	57

VI 契約の変更および終了	58
46 需給契約の変更	58
47 名義の変更	58
48 需給契約の廃止	58
49 需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算	58
50 解約等	61
51 需給契約消滅後の債権債務関係	61
VII 供給方法および工事	62
52 需給地点および施設	62
53 架空引込線	63
54 地中引込線	63
55 連接引込線等	65
56 中高層集合住宅等への供給方法	65
57 引込線の接続	66
58 計量器等の取付け	66
59 電流制限器等の取付け	67
60 専用供給設備	67
VIII 工事費の負担	69
61 一般供給設備の工事費負担金	69
62 特別供給設備の工事費負担金	71
63 供給設備を変更する場合の工事費負担金	72
64 特別供給設備等の工事費の算定	73
65 工事費負担金の申受けおよび精算	74
66 臨時工事費	76
67 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け	76

Ⅸ 保 安	77
68 保安の責任	77
69 調 査	77
70 調査等の委託	77
71 調査に対するお客さまの協力	78
72 保安等に対するお客さまの協力	78
73 自家用電気工作物	79
附 則	80
1 この離島約款の実施期日	80
2 料金についての経過措置	80
3 従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかる取扱い	87
4 第2深夜電力のお客さまについての特別措置	87
5 時間帯別電灯のお客さまについての特別措置	89
6 深夜電力Bのお客さまについての特別措置	95
7 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置	97
8 配電事業者の託送供給等約款により託送供給を受ける場合についての特別措置	104
9 電力需要の基本料金についての経過措置	125
10 この離島約款の実施にともなう切替措置	128
別 表	129
1 再生可能エネルギー発電促進賦課金	129
2 燃 料 費 調 整	130
3 契約負荷設備の総容量の算定	135
4 負荷設備の入力換算容量	136
5 進相用コンデンサ取付容量基準	140
6 契約容量および契約電力の算定方法	143
7 使用電力量の協定	143
8 日割計算の基本算式	145

9	夜間蓄熱式機器.....	148
10	オフピーク蓄熱式電気温水器.....	149
11	標準設計基準.....	149

I 総 則

1 適 用

- (1) 当社が、低圧で電気の供給を受ける一般の需要（当社以外の者から電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この離島等供給約款〔低圧用〕（以下「この離島約款」といいます。）によります。
- (2) この離島約款は、次の離島に適用いたします。

東京都：大島、利島、新島、式根島、神津島、三宅島、御蔵島、八丈島、
青ヶ島、父島、母島

2 離島等供給約款の届出および変更

- (1) この離島約款は、電気事業法第21条第1項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、経済産業大臣に届け出て、この離島約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の離島等供給約款〔低圧用〕によります。

3 定 義

次の言葉は、この離島約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 低 圧
標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。
- (2) 高 圧
標準電圧6,000ボルトをいいます。
- (3) 電 灯
白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。
- (4) 小 型 機 器
主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の

低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客様の電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(5) 動 力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(6) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(7) 契約主開閉器

契約上設定されるしや断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしや断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(8) 契 約 電 流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。

(9) 契 約 容 量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(10) 契 約 電 力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(11) 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(12) そ の 他 季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(13) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。

(14) 貿 易 統 計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(15) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定

する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

4 単位および端数処理

この離島約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、低圧電力、臨時電力または農事用電力については、22（低圧電力）(4)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットといたします。
- (4) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、30分ごとの使用電力量の単位は、最小位までといたします。
- (5) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

5 実施細目

この離島約款の実施上必要な細目的事項は、この離島約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

II 契約の申込み

6 需給契約の申込み

(1) お客様が新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの離島約款を承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によつて申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。

契約種別、供給電気方式、需給地点、需要場所、供給電圧、契約負荷設備、契約主開閉器、契約電流、契約容量、契約電力、発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法

(2) 契約負荷設備、契約電流、契約容量および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客様から申し出させていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出させていただきます。

(3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当社の供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。

(4) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じさせていただきます。また、お客様が保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じさせていただきます。

(5) お客様が需給契約を希望される場合は、当社がお客様にあらかじめお知らせすることなく当社の発電量調整供給等の実施に必要なお客様の情報を、需要場所と同一の場所である当社の託送供給等約款（当社が託送供給等約款を変更した場合には、変更後の託送供給等約款によります。）に定める発電場所の発電者および当該発電場所に係る当社の託送供給等約

款に定める発電契約者または当社と再生可能エネルギー特別措置法第2条第5項に定める特定契約（以下「特定契約」といいます。）もしくは再生可能エネルギー特別措置法第2条の7に定める一時調達契約（以下「一時調達契約」といいます。）等を締結する者に対し提供する旨の承諾をしていただきます。

7 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、次によります。
 - イ 契約期間は、臨時電灯および臨時電力の場合を除き、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。
 - ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
 - ハ 臨時電灯および臨時電力の契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。

8 需要場所

- (1) 当社は、原則として、1構内をなすものは1構内を1需要場所とし、これによりがたい場合には、(2)および(3)によります。
なお、1構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。ただし、複数の発電設備等を隣接した構内に設置する場合は、正当な理由がない限り、1構内をなすものとみなします。
- (2) 当社は、1建物をなすものは1建物を1需要場所とし、これによりがたい場合には、(3)によります。
なお、1建物をなすものとは、独立した1建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、

各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、1建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の需要場所といいたします。

(3) 構内または建物の特殊な場合には、次によります。

イ 居住用の建物の場合

1建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といいたします。

- (イ) 各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。
- (ロ) 各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。
- (ハ) 各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。

ロ 居住用以外の建物の場合

1建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といいたします。

ハ 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合

1建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、ロに準ずるものといたします。ただし、アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限りイに準ずるものといたします。

ニ そ の 他

構内に属さず、かつ、建物から独立して施設される街路灯等の場合は、施設場所を1需要場所とすることができます。

(4) (1)に定める1構内、(2)に定める1建物または(3)ニに定める施設場所（以下「原需要場所」といいます。）において、災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工

作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない必要な設備を新たに使用する際に、当該設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）のお客さまからの申出がある場合で、次のいずれにも該当するときは、（1）、（2）または（3）にかかわらず、特例区域等を1需要場所といたします。

イ 次の事項について、原需要場所から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）のお客さまの承諾をえていること。

（イ） 非特例区域等について、（1）、（2）または（3）に準じて需要場所を定めること。

（ロ） 当社が特例区域等における業務を実施するため、37（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、非特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ロ 特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。

ハ 特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。

ニ 当社が非特例区域等における業務を実施するため、37（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ホ 特例区域等を1需要場所とすることが社会的経済的事情に照らし不適当でなく、他の電気の使用者の利益を著しく阻害するおそれがないこと。

9 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。

（1） 1需要場所において、次の2以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の1契約種別（（2）の場合は、2契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合

臨時電灯のうちの 1 契約種別、臨時電力、農事用電力

- (2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、定額電灯、従量電灯のうちの 1 契約種別、季節別時間帯別電灯またはピーク抑制型季節別時間帯別電灯と低圧電力とをあわせて契約する場合
- (3) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当社が技術上、保安上適当と認めたとき。

10 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給の単位

当社は、次の場合を除き、1需給契約につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

- (1) 共同引込線（2以上の需給契約に対して1引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。）による引込みで電気を供給する場合
- (2) その他技術上、経済上やむをえない場合

12 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、用地事情ならびに料金、この離島約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費負担金その他この離島約款から生ずる金銭債務〔以下「料金以外の債務」といいます。〕といいます。）といたします。）および当社と締結する

他の契約（既に消滅しているものを含みます。）にもとづく料金等の金銭債務の支払状況その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。

13 需給契約書の作成

特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

III 契約種別および料金

14 契 約 種 別

契約種別は、次のとおりといたします。

需 要 区 分	契 約 種 别				
電 灯 需 要	定 額 電 灯				
	従 量 電 灯				
	A				
	B				
	C				
	季 節 別 時 間 帯 別 電 灯				
	ピーク抑制型季節別時間帯別電灯				
	臨 時 電 灯				
	A				
	B				
	公 衆 街 路 灯				
	C				
電灯電力併用需要	低 圧	高 圧	負 荷	契 約	
電 力 需 要	低 圧		電		力
	臨 時		電		力
	農 事	用	電		力

15 定 額 電 灯

(1) 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が400ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただ

し、供給電気方式および供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合には、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 料 金

料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 需要家料金

需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	55円00銭
---------	--------

ロ 電 灯 料 金

(イ) 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの1灯につき	169円19銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	288円88銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	528円26銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	767円65銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	1,246円41銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	1,246円41銭

(ロ) ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括し

て容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ハ 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	449円41銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	807円51銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	807円51銭

(5) そ の 他

当社は、必要に応じて電流制限器を取り付けます。

16 従量電灯

(1) 従量電灯A

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 使用する最大電流（交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が5アンペア以下であること。

(ロ) 定額電灯を適用できること。

□ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。

ハ 契 約 電 流

- (イ) 契約電流は、5アンペアといたします。
- (ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ 料 金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最 低 料 金	1契約につき最初の8キロワット時まで	328円08銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	29円80銭

(2) 従 量 電 灯 B

イ 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- (ロ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流

と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することができます。この場合、当社は、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することができます。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契 約 電 流

- (イ) 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客様の申出によって定めます。
- (ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客様において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）

(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流10アンペア	311円75銭
契約電流15アンペア	467円63銭
契約電流20アンペア	623円50銭
契約電流30アンペア	935円25銭
契約電流40アンペア	1,247円00銭
契約電流50アンペア	1,558円75銭
契約電流60アンペア	1,870円50銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	29円80銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	36円40銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	40円49銭

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1契約につき	328円08銭
--------	---------

(3) 従量電灯C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することができます。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量

- (イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表3（契約負荷設備の総

容量の算定) によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

(ロ) お客様が契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表6（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	311円75銭
-------------------	---------

(ロ) 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	29円80銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	36円40銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	40円49銭

17 季節別時間帯別電灯

(1) 適用範囲

イ 従量電灯の適用範囲に該当し、別表9（夜間蓄熱式機器）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱式機器」といいます。）または別表10（オフピーク蓄熱式電気温水器）に定める小型機器（以下「オフピーク蓄熱式電気温水器」といいます。）を使用する需要で、夜間蓄熱式機器の総容量（入力）またはオフピーク蓄熱式電気温水器の総容量（入力）が1キロボルトアンペア以上であるものに適用いたします。

ロ この契約種別から従量電灯、ピーク抑制型季節別時間帯別電灯または低圧高負荷契約に契約種別を変更された後1年に満たないお客さまについては、イにかかわらず、この契約種別を適用いたしません。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

(3) 契約容量

イ 契約容量は、原則として従量電灯Cに準じて定めます。ただし、お客さまが希望され、かつ、当社の電流制限器を取り付けることが適当と認められる場合は、契約容量は、電流制限器の定格電流値にもとづき次式により算定いたします。

$$\text{入力 (キロボルトアンペア)} = \text{電流制限器の定格電流 (アンペア)} \times 100\text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、電流制限器とは、16（従量電灯）(1)ハ(ロ)および(2)ハ(ロ)における電流制限器をいいます。

また、お客さまが希望され、かつ、電流を制限する計量器を取り付けることが適当と認められる場合は、契約容量は、その制限される電流値にもとづき次式により算定いたします。

$$\text{入力 (キロルアンペア)} = \text{制限される電流 (アンペア)} \times 100\text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

口 夜間蓄熱式機器を使用される場合は、イにかかわらず、契約容量は、原則として、次の(イ)によってえた値に0.4を乗じてえた値が(ロ)によってえた値以上となる場合は、(イ)によってえた値とし、それ以外の場合は、次の算式によって算定された値といたします。

$$(イ) \text{によってえた値} + (ロ) \text{によってえた値} \times 0.1$$

(イ) 契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器以外のものについて、原則として従量電灯Cの契約容量決定方法に準じてえた値

ただし、お客さまが希望され、かつ、夜間蓄熱式機器以外の機器について、当社の電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けることが適当と認められるときは、イに準じて算定いたします。

(ロ) 契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器の総容量（入力）

(4) 時 間 帯 区 分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ ピーク時間

毎日午前10時から午後5時までの時間をいいます。

ロ オフピーク時間

毎日午前7時から午前10時までの時間および毎日午後5時から午後11時までの時間をいいます。

ハ 夜 間 時 間

ピーク時間およびオフピーク時間以外の時間をいいます。

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合

1契約につき	1,474円50銭
--------	-----------

(ロ) 契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合

1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	2,457円50銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	311円75銭

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) ピーク時間

ピーク時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	43円93銭	40円44銭

(ロ) オフピーク時間

1キロワット時につき	35円87銭
------------	--------

(ハ) 夜間時間

1 キロワット時につき	28円85銭
-------------	--------

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	330円44銭
---------	---------

(6) 契 約 期 間

契約期間は、7（需給契約の成立および契約期間）(2)にかかわらず、次によります。

イ 契約期間は、需給契約またはその変更が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ 契約期間満了に先だって、原則として従量電灯、ピーク抑制型季節別時間帯別電灯または低圧高負荷契約に契約種別を変更することはできません。

(7) 全電化住宅割引

需要場所におけるすべての熱源を電気でまかなう需要（以下「全電化需要」といいます。）で、当社との協議が整った場合の料金は、(5)によって料金として算定された金額からイによって算定された全電化住宅割引額を差し引いたものといたします。ただし、(5)によって料金として算定された金額から別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金およびイによって算定された全電化住宅割引額を差し引いてえた金額が(5)ハの最低月額料金を下回る場合の料金は、(5)ハの最低月額料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

なお、この場合、すべての熱源とは、給湯設備、厨房設備および冷暖房設備等に要する熱源をいいます。

イ 全電化住宅割引額

全電化住宅割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、次によって算定された金額が口に定める全電化住宅割引上限額を上回る場合の全電化住宅割引額は、口に定める全電化住宅割引上限額といたします。

$$\text{全電化住宅割引額} = \text{割引対象額} \times 5\%$$

なお、割引対象額は、夏季についてはオフピーク時間および夜間時間、その他季についてはピーク時間、オフピーク時間および夜間時間に使用されたその1月の電力量に(5)口の該当料金を適用して算定された金額の合計といたします。

ロ 全電化住宅割引上限額

1 契約につき	2,200円00銭
---------	-----------

ハ 全電化需要および全電化住宅割引にかかる取扱い

- (イ) 当社は、全電化需要であることを確認させていただきます。この場合、当社は、電気機器に関する資料等を提出していただくことがあります。
- (ロ) 給湯設備、厨房設備、冷暖房設備等熱源を要する機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出でていただきます。
- (ハ) 全電化住宅割引の適用を受けている場合で全電化需要でないことが明らかになったときは、42（違約金）に準じて違約金を申し受けます。ただし、(ロ)による申出があった場合は、この限りではありません。
- (ニ) 全電化住宅割引額は、お客様の申出にもとづいて当社が全電化需要であることを確認した日以降の料金について適用いたします。
- (ホ) 30（料金の算定）(1)口の場合で、日割計算をするときは、料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。

(8) そ の 他

- イ 全電化住宅割引上限額の日割計算は、別表8（日割計算の基本算式）
(1)ロによるものといたします。
- ロ 夜間時間以外の電気の供給をしゃ断する装置は、58（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。
- ハ VIII（工事費の負担）に定める事項については、契約負荷設備を増加されたにもかかわらず契約容量が増加しない場合は、契約容量が増加したものとして、従量電灯Cに準じて取り扱うものといたします。
- ニ お客様が無断で夜間蓄熱式機器またはオフピーク蓄熱式電気温水器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外された場合で、引き続き変更前の需給契約内容により電気を使用されたときは、39（供給の停止）(3)ハに該当するものといたします。
- ホ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものといたします。

18 ピーク抑制型季節別時間帯別電灯

(1) 適用範囲

イ 従量電灯の適用範囲に該当し、(4)に定める昼間時間から夜間時間またはピーク時間から昼間時間もしくは夜間時間への負荷移行が可能な需要に適用いたします。

なお、負荷移行が可能な需要とは、その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

ロ この契約種別から従量電灯、季節別時間帯別電灯または低圧高負荷契約に契約種別を変更された後1年に満たないお客様については、イにかかるらず、この契約種別を適用いたしません。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトま

たは200ボルトとすることがあります。

(3) 契 約 容 量

契約容量は、原則として従量電灯Cに準じて定めます。ただし、お客さまが希望され、かつ、当社の電流制限器を取り付けることが適當と認められる場合は、契約容量は、電流制限器の定格電流値にもとづき次式により算定いたします。

$$\text{入力 (キロルトアンペア)} = \text{電流制限器の定格電流 (アンペア)} \times 100\text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、電流制限器とは、16（従量電灯）(1)ハ(ロ)および(2)ハ(ロ)における電流制限器をいいます。

また、お客さまが希望され、かつ、電流を制限する計量器を取り付けることが適當と認められる場合は、契約容量は、その制限される電流値にもとづき次式により算定いたします。

$$\text{入力 (キロルトアンペア)} = \text{制限される電流 (アンペア)} \times 100\text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

(4) 時 間 帯 区 分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ ピーク時間

夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。

ロ 昼間時間

毎日午前7時から午後11時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間除きます。

ハ 夜間時間

ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)

イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合

1 契約につき	1,474円50銭
---------	-----------

(ロ) 契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合

1 契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	2,457円50銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	311円75銭

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) ピーク時間

1キロワット時につき	54円53銭
------------	--------

(ロ) 昼間時間

1キロワット時につき	38円93銭
------------	--------

(ハ) 夜間時間

1キロワット時につき	28円85銭
------------	--------

(6) 契 約 期 間

契約期間は、7（需給契約の成立および契約期間）(2)にかかわらず、次によります。

イ 契約期間は、需給契約またはその変更が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需

給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ 契約期間満了に先だって、原則として従量電灯、季節別時間帯別電灯または低圧高負荷契約に契約種別を変更することはできません。

(7) その他の

その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものといたします。

19 臨時電灯

(1) 臨時電灯A

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が3キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 料金

料金は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）によって1日につき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の

合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	10円51銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	21円03銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	21円03銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	210円42銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	210円42銭

二 そ の 他

- (イ) 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。
- (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Aを適用いたします。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。

(2) 臨時電灯B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約電流が40アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 契約電流

- (イ) 契約電流は、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客様の申出によって定めます。
- (ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器等または電流を制限する計

量器を取り付けます。ただし、お客様において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ハ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流10アンペアにつき	342円92銭
---------------	---------

(ロ) 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	44円54銭
------------	--------

ニ そ の 他

- (イ) 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。
- (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Bを適用いたします。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Bに準ずるものといたします。

(3) 臨 時 電 灯 C

イ 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

口 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	342円92銭
-------------------	---------

(ロ) 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	44円54銭
------------	--------

ハ そ の 他

- (イ) 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。
- (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Cを適用いたします。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものといたします。

20 公衆街路灯

(1) 公衆街路灯 A

イ 適用範囲

公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯、消火せん標識灯、交通信号灯、海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が1キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客様と当社との協議によって公衆街路灯Bを適用することがあります。

ロ 料 金

料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 需要家料金

需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	49円50銭
---------	--------

(ロ) 電 灯 料 金

a 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの1灯につき	157円01銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	270円02銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	496円02銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	722円03銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	1,174円04銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	1,174円04銭

b ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

c 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(八) 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	417円43銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	747円92銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	747円92銭

ハ そ の 他

(イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。た

だし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適當と認められる場合は、一括して公衆街路灯Aを適用することができます。

- (ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。

(2) 公衆街路灯B

イ 適用範囲

公衆街路灯を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約容量が1キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

- (ロ) 公衆街路灯Aを適用できないこと。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）といたします。ただし、契約負荷設備の総容量が1キロボルトアンペア未満の場合は、1キロボルトアンペアといたします。

ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引い

たものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	284円25銭
-------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	29円97銭
------------	--------

(ハ) 最低月額料金

(イ) および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1契約につき	317円08銭
--------	---------

ホ そ の 他

(イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適當と認められる場合は、一括して公衆街路灯Bを適用することができます。

(ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものといたします。

21 低圧高負荷契約

(1) 適用範囲

イ 次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要であること。

(ロ) (4)に定める契約電力が15キロワット以上であり、かつ、50キロ

ワット未満であること。ただし、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適當と認めたときは、契約電力が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することができます。

なお、契約電力が50キロワット以上となる場合の電灯または小型機器の基準電力および動力の基準電力は、50キロワット未満といたします。

- この契約種別から従量電灯、季節別時間帯別電灯またはピーク抑制型季節別時間帯別電灯および低圧電力に契約種別を変更された後1年に満たないお客さまについては、イにかかわらず、この契約種別を適用いたしません。

(2) 供 給 の 単 位

当社は、11(供給の単位)にかかわらず、原則として、1需給契約につき、2供給電気方式、2引込みおよび2計量をもって電気を供給いたします。

(3) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトならびに交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

(4) 契 約 電 力

契約電力は、次に定める電灯または小型機器の基準電力と動力の基準電力との合計といたします。

イ 電灯または小型機器の基準電力

電灯または小型機器の基準電力は、季節別時間帯別電灯に準じて定めます。この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。

□ 動力の基準電力

動力の基準電力は、低圧電力の契約電力決定方法に準じて定めます。

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,282円95銭
---------------	-----------

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1キロワット時につき	28円68銭	26円98銭

(6) 契 約 期 間

契約期間は、7（需給契約の成立および契約期間）(2)にかかわらず、次によります。

イ 契約期間は、需給契約またはその変更が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ 契約期間満了に先だって、原則として従量電灯、季節別時間帯別電灯

またはピーク抑制型季節別時間帯別電灯および低圧電力に需給契約を変更することはできません。

(7) そ の 他

イ 31（日割計算）に定める事項については、低圧電力に準ずるものといたします。

ロ この契約種別の適用を受けるお客さまは、定額電灯、従量電灯、季節別時間帯別電灯、ピーク抑制型季節別時間帯別電灯または低圧電力をあわせて契約することはできません。

ハ 夜間時間（毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間をいいます。）以外の電気の供給をしや断する装置は、58（計量器等の取付け）(1)の区分装置として取り扱うものといたします。

ニ VIII（工事費の負担）に定める事項については、契約負荷設備を増加されたにもかかわらず契約電力が増加しない場合は、契約電力が増加したものとして、低圧電力に準じて取り扱うものといたします。

ホ お客様が、契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとされる場合には、当社は、従量電灯および低圧電力として、49（需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算）に準じて料金および工事費の精算を行ないます。

ヘ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cまたは低圧電力に準ずるものといたします。

22 低 圧 電 力

(1) 適 用 範 囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

ロ 1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することができます。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約電力

イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表6（契約容量および契約電力の算定方法）に準じて算定し、(ロ)の係数を乗じないものといたします。

(イ) 契約負荷設備のうち

最大の入力 のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント
	次の2台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

(ロ) (イ)によってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

ロ お客様が契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表6（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

（5）料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合

の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,098円05銭
-----------------	-----------

口 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	27円14銭	25円57銭

ハ そ の 他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。

(6) そ の 他

変圧器、発電設備等その他を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

23 臨 時 電 力

(1) 適 用 範 囲

動力を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

(2) 契 約 電 力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

(3) 料 金

契約電力が、5キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし、5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

イ 定額制供給の場合

料金は、次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの

場合の料金は、契約電力が1キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

契約電力1キロワット1日につき	273円28銭
-----------------	---------

□ 従量制供給の場合

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき22（低圧電力）(5)イの該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、22（低圧電力）(5)イの該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	32円57銭	30円68銭

(4) その他の

- イ 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。
- ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電力を適用いたします。
- ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

24 農事用電力

(1) 適用範囲

農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。

(2) 契約電力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

(3) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

また、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合

の基本料金の半額といたします。

なお、1回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額といたします。また、1年の基本料金の合計は、電気を使用する場合の基本料金の2月分（その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力1キロワットにつき	473円84銭
---------------	---------

□ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	22円89銭	21円71銭

(4) その他

イ お客様が契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、契約使用期間を変更いたします。

ロ お客様が電気の使用を休止される場合には、当社は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

IV 料金の算定および支払い

25 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

26 検針日

検針日は、次により、実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

- (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに行ないます。
- (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。
- (3) 当社は、やむをえない事情のある場合には、(1)にかかわらず、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。
- (4) 当社は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。

なお、当社は、口の場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。

イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ その他特別の事情がある場合

- (5) (3)の場合で、検針を行なったときは、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

- (6) (4)イの場合で、検針を行なわなかつたときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なつたものといたします。
- (7) (4)ロの場合で、検針を行なわなかつたときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なつたものといたします。

27 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、前月の計量日（当社があらかじめお客様にお知らせする電力量計の値が記録型計量器に記録される日をいいます。）から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。
- (2) 定額制供給の場合または29（使用電力量の算定等）(6)の場合の料金の算定期間は、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう計量日は、そのお客様の属する検針区域の計量日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力の料金の算定期間は、契約使用開始日から翌月の応当日（契約使用開始日に対応する日をいいます。）の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。

28 計量

- (1) 使用電力量は、原則として、記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で、30分単位で計量いたします。
- (2) 低圧高負荷契約のお客さまの使用電力量の計量は、原則として電灯または小型機器と動力とを別に行ないます。この場合、計量された電力量計ごとの使用電力量を合算してえた値を使用電力量といたします。
- (3) 季節別時間帯別電灯および低圧高負荷契約における夜間蓄熱式機器の計量等について、従量電灯の適用を受けているお客様が契約種別を変更される場合等、技術上、経済上やむをえず別計量を希望される場合は、お客様

さまと当社との協議のうえ、夜間蓄熱式機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合、当該夜間蓄熱式機器については、専用の屋内電路を施設し、直接当該夜間蓄熱式機器に接続していただくこととし、各時間帯別の使用電力量は、電力量計ごとに(1)により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。また、当社は、毎日午後11時から翌日の午前7時まで以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしや断いたします。

なお、当社は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱式機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

29 使用電力量の算定等

(1) 使用電力量は、30分ごとに計量された電力量といたします。

また、料金の算定期間における使用電力量は、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（需給契約が消滅した場合は、消滅日の前日を含む料金の算定期間の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

なお、料金の算定期間における季節別および時間帯別の使用電力量を算定する場合、季節別および時間帯別の使用電力量は、季節および時間帯ごとに、30分ごとの使用電力量を料金の算定期間（ただし、需給契約が消滅した場合は、消滅日の前日を含む料金の算定期間の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、料金の算定期間の季節別および時間帯別の使用電力量を合計した値といたします。

(2) 26(検針日)(6)の場合、計量値を確認するときを除き、需給開始の日から次回の計量日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の計量日の前日までの期間および需給開始の直後の計量日から次回の計量日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金

の算定期間の使用電力量といたします。ただし、30（料金の算定）（1）イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の計量期間の計量の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。

- (3) 26（検針日）(7)の場合の使用電力量は、原則として、前回の計量期間の計量の結果の1月平均値によるものとし、次回の計量期間の計量の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし、30（料金の算定）（1）イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の計量期間の計量の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。
- (4) 当社は、計量の結果を各月ごとにすみやかにお客さまにお知らせいたします。
- (5) 26（検針日）(2)または計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかつた場合には、料金の算定期間の使用電力量は、別表7（使用電力量の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。ただし、その1月の電力量の合計が計量できている場合で、30分ごとの電力量を正しく計量できないときまたは計量情報等を伝送することができないときは、30分ごとの電力量は、原則として、別表7（使用電力量の協定）(6)を基準として定め、定めた値を、計量された電力量といたします。
- (6) 従量制供給のお客さまについて、計量を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、別表7（使用電力量の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (7) 記録型計量器に記録された電力量計の値の表示は行いません。

30 料 金 の 算 定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
- イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給

契約が消滅した場合

- ロ 契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合
- ハ 27（料金の算定期間）（1）の場合で計量期間の日数がその計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。

（2）料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

31 日割計算

- （1）当社は、30（料金の算定）（1）イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。
 - イ 基本料金、最低料金、最低月額料金または定額制供給の料金は、別表8（日割計算の基本算式）（1）イにより日割計算をいたします。
 - ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表8（日割計算の基本算式）（1）ハにより算定いたします。ただし、従量電灯の料金適用上の電力量区分については、別表8（日割計算の基本算式）（1）ロにより日割計算をいたします。
 - ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表8（日割計算の基本算式）（1）ニにより算定いたします。
 - ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。
- （2）30（料金の算定）（1）イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。
また、30（料金の算定）（1）ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

32 料金の支払義務および支払期日

- （1）お客さまの料金の支払義務は、次の日に発生いたします。

イ 従量制供給の場合は、検針日といたします。ただし、26（検針日）(5)の場合の料金については実際に検針を行なった日とし、26（検針日）(6)の場合の料金または29（使用電力量の算定等）(3)により精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、29（使用電力量の算定等）(5)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。

なお、29（使用電力量の算定等）(6)の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。

ロ 定額制供給の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力の場合は、契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。

ハ 33（料金その他の支払方法）(6)の場合は、当該支払期に属する最終月のイまたはロによる日といたします。

ニ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、従量制供給の場合で、特別の事情があって需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なったときは、その日といたします。

ホ 農事用電力のお客さまの1年の基本料金の合計が電気を使用する場合の基本料金の2月分を下回るときに申し受ける料金は、その金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日（明らかになった日が検針日の場合は、その検針日といたします。）といたします。

(2) お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。

(3) 支払期日は、次の場合を除き、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。

イ 当社が検針の基準となる日に先だって実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合の支払期日は、検針の基準となる日の翌日から起算して30日目といたします。

ロ お客さまと当社との協議によって当社が継続して他の需要場所の料金と一緒にして請求することとした場合の支払期日は、一括して請求する料

金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。

ハ 33 (料金その他の支払方法) (7)の場合の支払期日は、翌月の料金の支払期日といたします。

(4) 支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日(以下「休業日」といいます。)に該当する場合には、当社は、支払期日を翌日に延伸いたします。また、延伸した日が日曜日または休業日に該当する場合は、さらに1日延伸いたします。

33 料金その他の支払方法

(1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお、料金の支払いは、次によります。

イ お客様が指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ お客様が料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

ハ お客様が当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

(2) お客様が料金を(1)イ、ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客様の指定する口座から引き落とされたとき。

ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金がその金融機関等に払い込まれたとき。

ハ (1)ハにより支払われる場合は、原則として、料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

- (3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- (4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
- (5) 26（検針日）(6)の場合、需給開始の日から直後の計量日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の計量日から次回の計量日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。
- (6) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客様の承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。
- (7) お客様が料金を(1)口により支払われる場合は、1,000円を下回る料金については、当社は、(1)にかかわらず、翌月の料金とあわせて支払っていただることがあります。ただし、この支払方法を承諾しないことをあらかじめ申し出させていただいた場合は、この限りではありません。

34 延滞利息

- (1) お客様が料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を33（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客様が指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、この限りではありません。
- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む

期間についても、365日当たりの割合といたします。) を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

V 使用および供給

35 適正契約の保持

当社は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

36 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、原則として、電灯契約のお客さまについては90パーセント以上、その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。
- (2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお、進相用コンデンサは、別表5（進相用コンデンサ取付容量基準）を基準として取り付けていただきます。

37 需要場所への立入りによる業務の実施

当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合（需給契約の終了後の立入りとなる場合を含みます。）には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等需要場所内の当社の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。），改修または検査
- (2) 72（保安等に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務

- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 39（供給の停止）、48（需給契約の廃止）（1）または50（解約等）により必要な処置
- (6) その他この離島約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社の電気工作物にかかる保安の確認に必要な業務

38 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。
 - イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
 - ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
 - ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
 - ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
 - ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合
- (2) お客さまが発電設備等を当社の供給設備に電気的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものといたします。また、この場合は、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。），その他の法令等にしたがい、当社の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

39 供給の停止

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
- イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
- ロ お客さまの需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社に重大な損害を与えた場合
- ハ 57（引込線の接続）に反して、当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行なった場合
- (2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
- なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。
- イ お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
- ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
- ハ 当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）にもとづく料金等の金銭債務を支払われない場合
- ニ 料金以外の債務を支払われない場合
- (3) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
- イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
- ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
- ハ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
- ニ 公衆街路灯または農事用電力の場合で、契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。
- ホ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき。
- ヘ 農事用電力の場合で、契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。

ト 37 (需要場所への立入りによる業務の実施) に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

チ 38 (電気の使用にともなうお客さまの協力) によって必要となる措置を講じられない場合

(4) お客さまがその他この離島約款に反した場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

40 供給停止の解除

39 (供給の停止) によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、当社は、すみやかに（次の場合を含みません。）電気の供給を再開いたします。

(1) 非常変災の場合

(2) 夜間（午前0時から午前9時までの時間をいいます。）の場合で、要員の配置等の事情により、やむをえないとき。

(3) その他特別の事情がある場合

41 供給停止期間中の料金

39 (供給の停止) によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を31（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。ただし、定額電灯、従量電灯A、従量電灯Bおよび公衆街路灯のお客さまについては、停止期間中の料金を申し受けません。

42 違 約 金

(1) お客さまが39 (供給の停止) (3) 口からへまでに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。

(2) (1)の免れた金額は、この離島約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額

といたします。

- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。

43 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 当社は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客様に電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
- イ 異常渇水等により電気の需給上やむをえない場合
 - ロ 当社の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
 - ハ 当社の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
 - ニ 非常変災の場合
 - ホ その他保安上必要がある場合
- (2) (1)の場合には、当社は、あらかじめその旨を広告その他によってお客様にお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。
- (3) 当社は、(1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合、これにともなう料金の減額は行いません。

44 損害賠償の免責

- (1) 43 (供給の中止または使用の制限もしくは中止) (1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 39 (供給の停止) によって電気の供給を停止した場合または50 (解約等) によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。

45 設備の賠償

お客様が故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

(1) 修理可能の場合

修理費

(2) 亡失または修理不可能の場合

帳簿価額と取替工費との合計額

VI 契約の変更および終了

46 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、II（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

47 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによるすることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。

48 需給契約の廃止

(1) お客さまがこの離島約款にもとづく電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

当社は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

(2) 需給契約は、50（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

49 需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算

お客さま（定額電灯、従量電灯A、従量電灯B、臨時電灯、公衆街路灯お

より臨時電力のお客さまを除きます。) が、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降 1 年に満たないで需給契約を廃止しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとされる場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、当社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合または非常災害等やむをえない理由による場合を除きます。

(1) 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで需給契約を廃止しようとされる場合

イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から需給契約を廃止される日の前日までの期間の料金について、さかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

ロ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定されたことにともない新たに施設した供給設備について、66(臨時工事費) の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

(2) 契約容量または契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで需給契約を廃止しようとされる場合

イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から需給契約を廃止される日の前日までの期間の料金について、契約容量または契約電力を増加された日の前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比で算出しえたものといたします。

ロ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加されたことにとも

ない新たに施設した供給設備について、66（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

（3） 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合

イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ 当社は、供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について、66（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

（4） 契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合

イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少される日以降の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加された日の前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容

量分または契約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。

- 当社は、供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について、66（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

50 解 約 等

(1) 39（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

(2) お客さまが、48（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

51 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

VII 供給方法および工事

52 需給地点および施設

- (1) 電気の需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいいます。）は、当社の電線路または引込線とお客様の電気設備との接続点といたします。
- (2) 需給地点は、需要場所内の地点とし、当社の電線路から最短距離にある場所を基準としてお客様と当社との協議によって定めます。ただし、次の場合には、お客様と当社との協議により、需要場所以外の地点を需給地点とすることがあります。
- イ 山間地にある需要場所等、当社の電線路から遠隔地にあって将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合
- ロ 当社の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合
- ハ 1建物内の2以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。
- ニ 54（地中引込線）(4)により地中引込線によって電気を供給する場合
- ホ その他特別の事情がある場合
- (3) 需給地点に至るまでの供給設備は、当社の所有とし、工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き、当社の負担で施設いたします。なお、当社は、お客様（共同引込線による引込みで電気の供給を受ける複数のお客さまを含みます。）のみのためにお客様の土地または建物に施設する引込線、変圧器、接続装置等の供給設備の施設場所をお客さまから無償で提供していただきます。
- (4) 付帯設備((3)によりお客様の土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客様の建物に付合する設備をいいます。)は、原則として、お客様の所有とし、お客様の負担で施設していただきます。この場合には、当社が付帯設備を無償で使用できるものといたします。

53 架 空 引 込 線

- (1) 当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を引込線によって行なう場合には、原則として架空引込線によるものとし、お客さまの建造物または補助支持物の引込線取付点までは、当社が施設いたします。この場合には、引込線取付点は、当社の電線路の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であって、堅固に施設できる点をお客さまと当社との協議によって定めます。
- (2) 需給地点から引込開閉器に至るまでの配線（以下「引込口配線」といいます。）は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。
- (3) 引込線を取り付けるためお客さまの需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。
- (4) 当社は、お客さまの承諾をえて、次により、お客さまの引込小柱を使用して他のお客さまへ電気を供給することがあります。
- イ 当社は、お客さまの引込小柱を使用して、他のお客さまへの引込線を施設いたします。この場合、その引込小柱から最短距離の場所にあるお客さまの建造物または補助支持物の取付点に至るまでの引込口配線は引込線とし、その引込線および引込小柱の管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また、需給地点は、お客さまへ引き込むための引込線の終端に変更いたします。
- ロ イにより当社が管理を行なう引込線または引込小柱を改修し、または撤去する場合は、当社が工事を行なうものとし、この場合に生ずる撤去材料は、お客さまにお返しいたします。また、これにともない新たに施設される場合の引込線または引込小柱は、当社の所有とし、当社の負担で施設いたします。

54 地 中 引 込 線

- (1) 架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上、経済上もしくは地域的な事情により不適当と認められる場合で、当社の電線

路とお客様の電気設備との接続を地中引込線によって行なうときには、次のイまたはロの最も電源側に近い接続点までを当社が施設いたします。

イ　お客様が需要場所内に施設する開閉器、断路器または接続装置の接続点

ロ　当社が施設する計量器（付属装置を含みます。）または接続装置の接続点

なお、当社は、お客様の土地または建物に接続装置を施設することができます。

(2) (1)により当社の電線路と接続する電気設備の施設場所は、当社の電線路の最も適当な支持物または分岐点から最短距離にあり、原則として、地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず、かつ、安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし、お客様と当社との協議によって定めます。

なお、これ以外の場合には、需要場所内の地中引込線は、お客様の所有とし、お客様の負担で施設していただきます。

イ　お客様の構内における地中引込線のこう長が50メートル程度以内の場所

ロ　建物の3階以下にある場所

ハ　その他地中引込線の施設上特殊な工法、材料等を必要としない場所

(3) 当社の電線路とお客様の電気設備との接続を地中引込線によって行なう場合の付帯設備は、次のものをいいます。

イ　鉄管、暗きよ等お客様の土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（π引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。）

ロ　お客様の土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール

ハ　その他イまたはロに準ずる設備

(4) 接続を架空引込線によって行なうことができる場合で、お客様の希望によりとくに地中引込線によって行なうときには、地中引込線は、原則として、お客様の所有とし、お客様の負担で施設していただきます。た

だし、当社が、保安上または保守上適當と認めた場合は、(1)に準じて接続を行ないます。この場合、当社は、62(特別供給設備の工事費負担金)の工事費負担金を申し受けます。

55 連接引込線等

(1) 当社は、建物の密集場所等特別の事情がある場所では、連接引込線(1需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の需要場所の需給地点に至る引込線をいいます。)または共同引込線による引込みで電気を供給することがあります。この場合、当社は、分岐装置をお客さまの土地または建物に施設することができます。

なお、お客様の電気設備との接続点までは、当社が施設いたします。

(2) 当社は、お客様の承諾をえて、次により、お客様の引込口配線を使用して他のお客さまへ電気を供給することができます。

イ 当社は、お客様の引込口配線から分岐して、他のお客さまへの連接引込線を施設いたします。この場合、その引込口配線の終端までは共同引込線とし、その管理(材料費の負担を含みます。)は当社が行ないます。また、需給地点は、当社が管理を行なう共同引込線の終端に変更いたします。

ロ イにより当社が管理を行なう共同引込線を改修し、または撤去する場合は、当社が工事を行なうものとし、この場合に生ずる撤去材料は、お客様にお返しいたします。また、これにともない新たに施設される共同引込線は、当社の所有とし、当社の負担で施設いたします。

56 中高層集合住宅等への供給方法

中高層集合住宅等の場合で、1建物内の2以上の需要場所に電気を供給するときには、当社は、原則として共同引込線による1引込みで電気を供給いたします。

なお、技術上その他やむをえない場合は、当社は、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設し、電気を供給いたします。この場合、変圧器の2次側接続点までは、当社が施設いたします。

57 引込線の接続

当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続は、当社が行ないます。

なお、お客さまの希望によって引込線の位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、実費相当額を申し受けます。

58 計量器等の取付け

(1) 料金の算定上必要な計量器（電力量計等をいいます。）、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器箱、変成器の2次配線、通信装置、通信回線等をいいます。）および区分装置（時間を区分する装置等をいいます。）は、契約電力等に応じて当社が選定し、かつ、当社の所有とし、当社の負担で取り付けます。ただし、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために当社がお客さまの電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。

なお、次の場合には、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けていただくことがあります。

- イ お客さまの希望によって計量器の付属装置を施設する場合
- ロ 変成器の2次配線等で、当社規格以外のケーブルを必要とし、またはお客さまの希望によりとくに長い配線を必要とするため多額の費用を要する場合

(2) 計量器、その付属装置および区分装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検針、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所（原則として屋外といたします。）とし、お客さまと当社との協議によって定めます。

また、集合住宅等の場合で、お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装置を建物内に取り付けたときには、お客さまと当社との協議により、あらかじめ解錠のための鍵等を提出していただくことがあります。

(3) 計量器、その付属装置および区分装置の取付場所は、お客さまから無償で提供していただきます。また、(1)によりお客さまが施設するものにつ

いては、当社が無償で使用できるものといたします。

- (4) 当社は、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することができます。この場合には、当社が無償で使用できるものといたします。
- (5) お客様の希望によって計量器、その付属装置および区分装置の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、実費相当額を申し受けます。

59 電流制限器等の取付け

- (1) 需要場所の電流制限器等は、当社の所有とし、当社の負担で取り付けます。
- (2) 電流制限器等の取付位置は原則として屋内とし、その取付場所はお客様から無償で提供していただきます。
- (3) お客様の希望によって電流制限器等の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、実費相当額を申し受けます。

60 専用供給設備

- (1) 当社は、次の場合には、62（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けてお客様の専用設備として供給設備を施設いたします。
- イ　お客様がとくに希望され、かつ、他のお客さまへの供給に支障がないと認められる場合
- ロ　38（電気の使用にともなうお客様の協力）の場合
- ハ　お客様の施設の保安上の理由、または需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他の需要が見込まれない等の事情により、特定のお客さまのみが使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認められる場合
- (2) (1)の専用設備は、需給地点から需給地点に最も近い変電所までの電線路（配電盤、継電器およびその変電所の供給電圧と同位電圧の母線側断路器またはこれに相当する接続点までの電線路を含みます。）に限ります。ただし、特別の事情がある場合は、供給電圧と同位の電線路およびこれに

接続する変圧器（1次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。また、蓄電所は、変電所とみなします。

(3) 当社は、供給設備を2以上のお客さまが共用する専用供給設備とすることがあります。ただし、(1)イの場合は、次に該当する場合で、いずれのお客さまにも承諾をいただいたときに限ります。

イ 2以上のお客さまが同時に申込みをされる場合で、いずれのお客さまも専用供給設備から電気の供給を受けることを希望されるとき。

ロ お客様が既に施設されている専用供給設備から電気の供給を受けることを希望される場合

VIII 工事費の負担

61 一般供給設備の工事費負担金

(1) お客様が新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに施設される配電設備（専用供給設備を除きます。）の工事こう長が無償こう長（架空の場合は1,000メートル、地中の場合は150メートルといたします。）をこえるときには、当社は、その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として申し受けます。

区分	単位	金額
架空配電設備の場合	超過こう長1メートルにつき	3,520円00銭
地中配電設備の場合	超過こう長1メートルにつき	27,830円00銭

なお、張替えまたは添架を行なう場合は、架空配電設備についてはその工事こう長の60パーセント、地中配電設備についてはその工事こう長の20パーセントに相当する値を新たに施設される配電設備の工事こう長とみなします。

- (2) 工事費負担金の対象となる供給設備は、需給地点から需給地点に最も近い供給変電所の引出口に施設される断路器の負荷側接続点に至るまでの配電設備といたします。
- (3) 工事費負担金は、需給契約ごとに算定いたします。ただし、1需要場所において2以上の需給契約を結ぶ場合は、需要場所ごとに算定いたします。
- (4) 2以上のお客さまが配電設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は、次によります。
- イ 2以上のお客さまから共同して申込みがあった場合の工事費負担金は、その代表のお客さまによる1申込みとみなして算定いたします。この場合、無償こう長は、(1)の無償こう長にお客さまの数を乗じてえた値と

いたします。

ロ 2以上のお客さまから同時に申込みがあった場合の工事費負担金は、お客さまごとに算定いたします。この場合、それぞれのお客さまの配電設備の工事こう長については、共用される部分の工事こう長を共用するお客さまの数で除してえた値にそのお客さまが単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を、新たに施設される配電設備の工事こう長といいたします。

(5) 架空配電設備と地中配電設備とをあわせて施設する場合の(1)の超過こう長は、次により算定いたします。

イ 地中配電設備の超過こう長は、地中配電設備の工事こう長から地中配電設備の無償こう長を差し引いた値といいたします。

ロ 架空配電設備の超過こう長は、架空配電設備の工事こう長といいたします。ただし、地中配電設備の工事こう長が地中配電設備の無償こう長を下回る場合は、次によります。

架空配電設備の超過こう長

$$= \frac{\text{架空配電設備の工事こう長} - (\text{地中配電設備の無償こう長} - \text{地中配電設備の工事こう長})}{\times \frac{\text{架空配電設備の無償こう長}}{\text{地中配電設備の無償こう長}}}$$

(6) 次の言葉は、VIII（工事費の負担）においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

イ 配電設備

発電所または変電所から他の発電所または変電所を経ないで需給地点に至る供給設備をいい、電線、引込線、変圧器およびこれらを支持し、または収納する工作物（支持物、がいし、支線、暗きよ、管等をいいます。）を含みます。また、蓄電所は、変電所とみなします。

ロ 工事こう長

別表11（標準設計基準）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）にもとづき算定される需給地点から最も近い供給設備までの配電

設備のこう長をいい、実際に施設されるこう長とは異なることがあります。

なお、単位は、1メートルとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(7) VIII(工事費の負担)の各項において、契約電力等を増加される場合とは、次の値が増加する場合をいいます。

イ 定額電灯、臨時電灯Aおよび公衆街路灯Aの場合の契約負荷設備の総容量

- ロ 契 約 電 流
- ハ 契 約 容 量
- ニ 契 約 電 力

なお、供給電気方式を交流单相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトから交流单相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトに変更される場合は、契約電力等を増加されるものとみなします。

62 特別供給設備の工事費負担金

お客様が新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに特別の供給設備を施設するときには、当社は、次の金額を工事費負担金として申し受けます。

(1) お客様の希望によって標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合は、標準設計で施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」といいます。）をこえる金額

なお、標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

イ お客様への供給に必要な標準設計をこえる電線、支持物または変圧器等を施設する場合

- ロ 標準設計による配電設備以外の配電設備から電気の供給を受ける場合
- ハ その他お客様への供給に必要な標準設計をこえる設計で供給設備を

施設する場合

また、この場合も61（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。

(2) 架空配電設備で供給できるにもかかわらず、お客様の希望によって地中配電設備を施設する場合は、イまたはロの金額

イ 標準設計工事費をこえる金額

なお、この場合も、61（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。

ロ 需給地点が行政庁から認可、認定等を受けている市街地開発事業等（都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業をいいます。）に係る区域の場合は、イにかかわらず、その工事費の全額からケーブル、変圧器、開閉器等の工事費を差し引いた金額

(3) 60（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は、その工事費の全額

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、60（専用供給設備）(2)によるものといたします。

63 供給設備を変更する場合の工事費負担金

(1) 新たな電気の使用または契約電力等の増加にともなわないで、お客様の希望によって供給設備を変更する場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを含みます。また、お客様との電気の需給に直接関係する場合に限ります。）は、57（引込線の接続）、58（計量器等の取付け）または59（電流制限器等の取付け）によって実費相当額を申し受ける場合を除き、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

(2) 38（電気の使用にともなうお客様の協力）によって供給設備を変更する場合には、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

64 特別供給設備等の工事費の算定

62（特別供給設備の工事費負担金）および63（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の場合の工事費は、次により算定いたします。

（1）工事費は、お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、次により算定した標準設計工事費といたします。

イ 標準設計工事費は、工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費、工費および諸掛けの合計額といたします。

ロ 材料費は、払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。

ハ 撤去工事がある場合は、イにより算定される工事費の合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に、撤去する場合の諸工費（諸掛けを含みます。）を加えた金額といたします。

ニ お客さまの希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は、66（臨時工事費）に準じて算定いたします。

（2）お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は、（1）に準じて算定いたします。

（3）62（特別供給設備の工事費負担金）（1）または（2）イの場合で、その工事費を61（一般供給設備の工事費負担金）（1）に定める超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適當と認められるときは、（1）および（2）にかかわらず、標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも61（一般供給設備の工事費負担金）（1）にもとづいて算定いたします。この場合、超過こう長1メートル当たりの金額を新たに施設される配電設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。

（4）工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定することが適當と認められる場合（（3）の場合を除きます。）は、（1）または（2）にかかわらず、工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。

（5）当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔、管路等を利用して電気を供給する場合は、新たに施設される電線路に必要とされる回線数、管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。

ます。

イ 鉄塔を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$$

ロ 管路等を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数} - \text{予備孔数}}$$

(6) 特例区域等のお客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない当社が新たに供給設備を施設するときには、当社は、61（一般供給設備の工事費負担金）または62（特別供給設備の工事費負担金）にかかわらず、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

なお、この場合の工事費負担金は、62（特別供給設備の工事費負担金）の場合に準じて算定いたします。

65 工事費負担金の申受けおよび精算

(1) 当社は、工事費負担金を工事着手前に申し受けます。ただし、お客さまに特別の事情がある場合は、工事費負担金を工事着手後に申し受けることがあります。この場合、需給開始日までに申し受けます。

(2) お客様が希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、工事着手前に工事費負担金契約書を作成いたします。

(3) 工事費負担金は、次の場合には、工事完成後すみやかに精算するものといたします。

イ 61（一般供給設備の工事費負担金）にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。

(イ) 設計変更等により、架空配電設備または地中配電設備のいずれかの工事こう長の変更の差異が5パーセントをこえる場合

(ロ) その他特別の事情により、工事費負担金に差異が生じた場合

□ 62（特別供給設備の工事費負担金）（61〔一般供給設備の工事費負担金〕の超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて工事費を算定する場合は、イに準ずるものといたします。）および63（供給設備を変更する場合の工事費負担金）にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。

(イ) 設計変更により、電柱（鉄塔、鉄柱を含みます。）、電線および変圧器等の主要材料の規格が変更となる場合、または主要材料の数量の変更（低圧引込線を除きます。）の差異が5パーセントをこえる場合

(ロ) 設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合（設計から払出しまでの期間が短いときを除きます。）

(ハ) その他特別の事情により、工事費負担金に著しい差異が生じた場合

(4) 当社は、お客さまの承諾をえて、専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。

なお、その変更が供給設備を施設してから10年以内に行なわれる場合は、その専用供給設備を施設したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。

(5) 居住用の分譲地として整備された地域等において、原則として1年以内にすべての建物が施設される場合で、すべてのお客さまが共同して申込みをされたときには、当社は、施設を予定しているすべての建物に対する工事こう長のうち無償こう長にお客さまの数の70パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長として算定される61（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を当初に申し受けます。

また、工事費負担金契約書に定める期日に既に供給を開始しているお客さまの数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は、共同して申込みをされたお客さまの数と供給を開始したお客さまの数とが異なる場合であっても、施設された配電設備に応じた

ものといたします。

66 臨時工事費

(1) 19(臨時電灯) または23(臨時電力) によって電気の供給を受けるお客様のために新たに供給設備を施設する場合には、当社は、新たに施設する供給設備の工事費にその設備を撤去する場合の諸工費(諸掛けを含みます。)を加えた金額から、その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を、臨時工事費として、原則として工事着手前に申し受けます。

なお、撤去後の資材の残存価額は、変圧器、開閉器等の機器についてはその価額の95パーセント、その他の設備についてはその価額の50パーセントといたします。

(2) 臨時工事費を申し受ける場合は、61(一般供給設備の工事費負担金)、62(特別供給設備の工事費負担金)および63(供給設備を変更する場合の工事費負担金)の工事費負担金は申し受けません。

(3) 新たに施設する供給設備のうち、当社が将来の需要等を考慮して常置しつつ、無償こう長に相当する部分については臨時工事費を申し受けません。

(4) 臨時工事費の精算は、65(工事費負担金の申受けおよび精算)(3)ロの場合に準ずるものといたします。

67 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け

供給設備の一部または全部を施設した後、お客様の都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は、当社は、要した費用の実費を申し受けます。

なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に多額の費用を要したときは、その実費を申し受けます。

IX 保 安

68 保 安 の 責 任

当社は、需給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の当社の電気工作物について、保安の責任を負います。

69 調 査

(1) 当社は、法令で定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。

なお、係員は、所定の証明書を提示いたします。

(2) 調査は、次の事項について行ないます。ただし、必要がないと認められる場合には、その一部を省略することがあります。

イ 絶縁抵抗値または漏えい電流値の測定

ロ 接地抵抗値の測定

ハ 点 檢

(3) 当社は、(1)の調査の結果、技術基準に適合していると認めるときはその旨を、適合していないと認めるときは技術基準に適合させるためにとるべき措置およびその措置をとらなかつた場合に生ずると予想される結果を、お客さまにお知らせいたします。

なお、調査結果の通知は、調査年月日、係員、調査についての照会先等を記載した文書等により、原則として調査時に行ないます。

70 調査等の委託

(1) 当社は、69(調査)の業務の全部または一部を経済産業大臣の登録を受けた調査機関(以下「登録調査機関」といいます。)に委託することができます。

(2) 当社は、(1)によって委託した場合には、委託先の名称、所在地および委託した業務内容等を記載した文書等により、お客さまにお知らせいたします。

71 調査に対するお客さまの協力

- (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社または登録調査機関に通知していただきます。
- (2) 当社は、69（調査）(1)により調査を行なうにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

72 保安等に対するお客さまの協力

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社は、ただちに適当な処置をいたします。
 - イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが、当社の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、当社が保安上必要と認めるときは、その期間について、当社は、(1)に準じて、適当な処置をいたします。
- (3) お客さまが当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備等を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。
- (4) 当社は、必要に応じて、供給開始に先だち、受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、お客さまと協議を行ないます。

73 自家用電気工作物

お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については、この離島約款のうち次のものは、適用いたしません。

- (1) 69 (調査)
- (2) 70 (調査等の委託)
- (3) 71 (調査に対するお客さまの協力)

附 則

附 則

1 この離島約款の実施期日

この離島約款は、令和6年4月1日から実施いたします。

2 料金についての経過措置

(1) 電化厨房住宅契約

イ 適用範囲

従量電灯B、従量電灯C、時間帯別電灯〔夜間8時間型〕または時間帯別電灯〔夜間10時間型〕として電気の供給を受け、電磁誘導加熱調理器等の定格電圧200ボルトのクッキングヒーター（以下「クッキングヒーター」といいます。）を据え付けて使用する需要で、この離島約款実施の際現に変更前の離島等供給約款〔低圧用〕（以下「旧離島約款」といいます。）附則2（料金についての経過措置）(1)の適用を受けている場合に、令和6年9月の料金に係る計量期間の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ 料 金

各月の料金は、従量電灯B、従量電灯C、時間帯別電灯〔夜間8時間型〕または時間帯別電灯〔夜間10時間型〕によって料金として算定された金額から(イ)によって算定された電化厨房住宅割引額を差し引いたものといたします。ただし、時間帯別電灯〔夜間8時間型〕または時間帯別電灯〔夜間10時間型〕によって料金として算定された金額から再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額および(イ)によって算定された電化厨房住宅割引額を差し引いてえた金額が(ハ)の最低月額料金を下回る場合の料金は、(ハ)の最低月額料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額の合計といたします。

(イ) 電化厨房住宅割引額

電化厨房住宅割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、次によって算定された金額が(ニ)に定める電化厨

房住宅割引上限額を上回る場合の電化厨房住宅割引額は、(ニ)に定める電化厨房住宅割引上限額といたします。

電化厨房住宅割引額=(ロ)の割引対象額×3パーセント

(ロ) 割引対象額

割引対象額は、次のとおりといたします。

a 従量電灯として電気の供給を受ける場合

割引対象額は、その他季におけるその1月の使用電力量に16（従量電灯）(2)ニ(ロ)または(3)ホ(ロ)の該当料金を適用して算定された金額といたします。

b 時間帯別電灯〔夜間8時間型〕として電気の供給を受ける場合

割引対象額は、その他季における附則5（時間帯別電灯のお客さまについての特別措置）(1)ニに定める昼間時間および夜間時間のその1月の使用電力量に附則5（時間帯別電灯のお客さまについての特別措置）(1)ホ(ロ)の該当料金を適用して算定された金額の合計といたします。

c 時間帯別電灯〔夜間10時間型〕として電気の供給を受ける場合

割引対象額は、その他季における附則5（時間帯別電灯のお客さまについての特別措置）(2)ニに定める昼間時間および夜間時間のその1月の使用電力量に附則5（時間帯別電灯のお客さまについての特別措置）(2)ホ(ロ)の該当料金を適用して算定された金額の合計といたします。

(ハ) 最低月額料金

最低月額料金は、次のとおりといたします。

a 時間帯別電灯〔夜間8時間型〕として電気の供給を受ける場合

附則5（時間帯別電灯のお客さまについての特別措置）(1)ホ(ハ)に定める最低月額料金

b 時間帯別電灯〔夜間10時間型〕として電気の供給を受ける場合

附則5（時間帯別電灯のお客さまについての特別措置）(2)ホ(ハ)に定める最低月額料金

(ニ) 電化厨房住宅割引上限額

電化厨房住宅割引上限額は、1月につき次のとおりといたします。

ただし、その1月に夏季およびその他季とともに含まれる場合の電化厨房住宅割引上限額は、その1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえたその他季の値といたします。

1契約につき	550円00銭
--------	---------

ハ そ の 他

(イ) 当社は、クッキングヒーターの機能を確認させていただきます。この場合、当社は、当該クッキングヒーターの機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

(ロ) お客様がクッキングヒーターを取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出でいただきます。

なお、無断でクッキングヒーターを取り外された場合は、42（違約金）に準じて違約金を申し受けます。

(ハ) 当社は、31（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、電化厨房住宅割引上限額の日割計算は、次によるものといたします。

a 電化厨房住宅割引上限額を日割りする場合

$$\text{電化厨房住宅割引上限額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間の日数}}$$

b 30（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、aの

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間の日数}} \text{ は, } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

(ニ) 30（料金の算定）(1)ロの場合で、日割計算をするときは、料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。

(2) 口座振替割引

イ 適用範囲

料金を33（料金その他の支払方法）（1）イにより支払われる従量制供給のお客さままで、かつ、口座振替割引の適用を希望される場合に、令和6年9月の料金に係る計量期間の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ 契約の成立

口座振替割引は、お客さまの指定する金融機関等が所定の手続きを完了し、お客さまの申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

ハ 料 金

各月の料金は、従量電灯、時間帯別電灯、季節別時間帯別電灯、ピーク抑制型季節別時間帯別電灯、臨時電灯B、臨時電灯C、公衆街路灯B、低压高負荷契約、低压電力、臨時電力、農事用電力、深夜電力Bまたは第2深夜電力によって料金として算定された金額から次の口座振替割引額を差し引いたものといたします。ただし、当該月における口座振替割引額は、従量電灯、時間帯別電灯、季節別時間帯別電灯、ピーク抑制型季節別時間帯別電灯、臨時電灯B、臨時電灯C、公衆街路灯B、低压高負荷契約、低压電力、臨時電力、農事用電力、深夜電力Bまたは第2深夜電力によって料金として算定された金額から再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を差し引いたものを上回らないものといたします。また、その1月の料金がお客さまの指定する口座から1回目の振替日に引き落とされなかった場合は、当社は、次の口座振替割引額を差し引く前の料金として算定された金額と次の口座振替割引額を差し引いた料金として算定された金額との差額を原則として翌月の料金に加算し、その月の料金として申し受けます。

1 契約につき	55円
---------	-----

(3) 一括前払契約

イ 適用範囲

定額電灯または公衆街路灯Aとして電気の供給を受け、料金を33（料金その他の支払方法）（1）イにより支払われるお客さままで、かつ、この離島約款実施の際現に旧離島約款附則2（料金についての経過措置）

(3)の適用を受けている場合に、口の契約期間が満了するまでの間に使用される電気に適用いたします。

ロ 契 約 期 間

(イ) 契約期間は、一括前払契約が成立した日から、料金適用開始の日以降12月目の検針日の前日までといたします。

(ロ) 契約期間満了に先だって一括前払契約の消滅がない場合は、当該契約期間満了の日が令和6年9月30日以前のときに限り、一括前払契約は、契約期間満了後も12月ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ 料金の適用開始の時期

料金適用開始の日は、お客様の属する検針区域の検針日とし、お客様と当社との協議によって定めます。

ニ 前 払 対 象 期 間

前払対象期間は、お客様に1回の支払いでの料金を前払いしていただく対象の期間とし、お客様にはあらかじめ次のいずれかを選択していただきます。

なお、契約期間満了に先だって、前払対象期間を変更することはできません。

(イ) 1 年 型

前払対象期間は、料金適用開始の日から12月目の検針日の前日までの期間といたします。

(ロ) 半 年 型

前払対象期間は、料金適用開始の日から6月目の検針日の前日までの期間および6月目の検針日から12月目の検針日の前日までの期間といたします。

ホ 前 払 額

(イ) 前払額は、当該前払対象期間中の各月の予想月額料金の合計といたします。この場合、予想月額料金は、原則として前月の料金（前月の料金が一括前払割引額を差し引いたものである場合は、一括前払割引額を差し引く前の料金として算定された金額といたします。）から一

括前払割引額を差し引いた金額といたします。

なお、当社は、前払額について利息を付しません。

- (ロ) お客様の前払額の支払義務は、当該前払対象期間の初日に発生いたします。
- (ハ) お客様の前払額は、支払期日までに支払っていただきます。
- (ニ) お客様の前払額の支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して20日目といたします。ただし、お客様と当社との協議によって当社が継続して他の需要場所の料金と一緒に請求することとした場合のお客様の前払額の支払期日は、一緒に請求する前払額のうちその月で最後に支払義務が発生する前払額の支払義務発生日の翌日から起算して20日目といたします。

なお、支払期日が日曜日または休業日に該当する場合には、当社は、支払期日を翌日に延伸いたします。また、延伸した日が日曜日または休業日に該当する場合は、さらに1日延伸いたします。

- (ホ) お客様が前払額を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、一括前払契約を解約いたします。この場合、一括前払契約は、当該前払対象期間の初日に消滅したものといたします。

ヘ 料 金

各月の料金は、定額電灯または公衆街路灯Aによって料金として算定された金額から次の括前払割引額を差し引いたものといたします。この場合、当社は、前払額を各月の料金に順次充当いたします。

1契約につき	1年型	11円00銭
	半年型	8円80銭

ト 前払額の精算

- (イ) 当社は、前払対象期間終了後、前払額と当該前払対象期間中の各月の料金の合計との差額を精算するものといたします。ただし、前払対象期間満了に先だって一括前払契約が消滅した場合には、前払額と当該前払対象期間中の一括前払契約の消滅日の前日を含む月までの各月の料金の合計との差額を精算するものといたします。

- (ロ) (イ)により精算する場合のお客さまに支払っていただく金額（以下「不足額」といいます。）の支払義務は、当該前払対象期間の最終月の検針日に発生するものといたします。ただし、一括前払契約が消滅する場合の不足額の支払義務は、原則として一括前払契約の消滅日に発生するものといたします。
- (ハ) 当社は、一括前払契約が消滅する場合を除き、不足額については、翌前払対象期間の前払額に加算して申し受けます。
- (ニ) 不足額は、支払期日までに支払っていただきます。
- (ホ) 不足額の支払期日は、前払額の支払期日に準ずるものといたします。
- (ヘ) お客様が不足額を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、34（延滞利息）に準じ、延滞利息を申し受けます。ただし、お客様が不足額を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合であっても、当社は、延滞利息を申し受けます。
- (ト) お客様が不足額を支払期日をさらに30日経過してなお支払われない場合には、当社は、そのお客様について電気の供給を停止することがあります。
なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。
- (チ) 当社は、(イ)により精算する場合のお客さまにお返しする金額（以下「過払額」といいます。）については、翌前払対象期間の前払額から減算してお返しいたします。ただし、一括前払契約が消滅した場合の過払額については、すみやかにお返しいたします。
- (リ) 当社は、前払対象期間中に前払額が著しく不足すると見込まれる場合には、当該前払対象期間満了に先だって、追加して前払額を申し受けることがあります。
- チ 一括前払契約の廃止
- (イ) お客様が一括前払契約を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。
なお、この場合には、廃止期日は、電気の需給契約が消滅する場合を除き、通知日以降のお客さまの属する検針区域の検針日としていただきます。

(ロ) 一括前払契約は、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。ただし、電気の需給契約が消滅する場合は、電気の需給契約が消滅した日に一括前払契約が消滅したものといたします。

3 従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかる取扱い

(1) 従量電灯のお客さまで、共同住宅（1建物に2以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため、1需給契約を結んでいる場合の料金は、当分の間、次のいずれかに該当する場合を除いて、16（従量電灯）(1)ニ、(2)ニおよび(3)ホにかかるわらず、(2)により算定いたします。

なお、この場合、お客さまからあらかじめ申し出いただきます。

イ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。

ロ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても、各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。

(2) 料金は、各戸ごとに従量電灯Aまたは従量電灯Bを適用したものとみなして、次のとおり算定いたします。

イ 基本料金

基本料金は、契約電流または契約容量を各戸数で除してえた値に対応する契約電流に相当する基本料金に、各戸数を乗じてえた金額といたします。ただし、従量電灯Aの場合は適用いたしません。

ロ 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金

電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金（従量電灯Aの場合は料金といたします。）は、1月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に、各戸数を乗じてえた金額といたします。

4 第2深夜電力のお客さまについての特別措置

(1) 適用範囲

毎日午前1時から午前6時までの時間を限り、動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であり、かつ、この離島約款実施の際現に旧離島約款附則5（第2深夜電力のお客さまについての特別措置）の適用を受けている場合に適用いたします。

（2）契約電力

契約電力は、深夜電力Bに準じて定めます。

（3）供給条件

- イ 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。
- ロ 専用の屋内電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。
- ハ 当社は、供給設備の状況により、（1）の使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）の延長または短縮は行ないません。
- ニ 契約使用時間以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしや断いたします。

（4）料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	245円75銭
---------------	---------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	27円86銭
------------	--------

(5) その他

その他の事項については、深夜電力Bに準ずるものといたします。

5 時間帯別電灯のお客さまについての特別措置

(1) 時間帯別電灯〔夜間8時間型〕

イ 適用範囲

従量電灯の適用範囲に該当し、ニに定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要で、この離島約款実施の際現に旧離島約款附則6(時間帯別電灯のお客さまについての特別措置)(1)の適用を受けている場合に適用いたします。

なお、負荷移行が可能な需要とは、その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

契約容量は、季節別時間帯別電灯に準じて定めます。

ニ 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

(イ) 昼間時間

毎日午前7時から午後11時までの時間をいいます。

(ロ) 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

ホ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。

ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

a 契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合

1 契約につき	1,474円50銭
---------	-----------

b 契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合

1 契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	2,457円50銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	311円75銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a 昼間時間

最初の90キロワット時までの1キロワット時につき	31円80銭
90キロワット時をこえ230キロワット時までの1キロワット時につき	39円10銭
230キロワット時をこえる1キロワット時につき	43円62銭

b 夜間時間

1キロワット時につき	28円85銭
------------	--------

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が

次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によつて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	330円44銭
---------	---------

へそ の 他

(イ) この契約種別における夜間蓄熱式機器の計量等について、従量電灯および深夜電力Bの適用を受けているお客さまが契約種別を変更される場合等、技術上、経済上やむをえず別計量を希望される場合は、お客さまと当社との協議のうえ、夜間蓄熱式機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合、当該夜間蓄熱式機器については、専用の屋内電路を施設し、直接当該夜間蓄熱式機器に接続していただくこととし、各時間帯別の使用電力量は、電力量計ごとに28（計量）(1)により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。また、当社は、毎日午後11時から翌日の午前7時まで以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

なお、当社は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱式機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

(ロ) 30（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合、31（日割計算）(1)ロにかかわらず、電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表8（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。ただし、昼間時間における料金適用上の電力量区分については、別表8（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。

(ハ) 夜間時間以外の電気の供給をしゃ断する装置は、58（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。

(ニ) VIII（工事費の負担）に定める事項については、契約負荷設備を増加されたにもかかわらず契約容量が増加しない場合は、契約容量が増加したものとして、従量電灯Cに準じて取り扱うものといたします。

(ホ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものといたします。

(2) 時間帯別電灯 [夜間10時間型]

イ 適用範囲

従量電灯の適用範囲に該当し、ニに定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要で、この離島約款実施の際現に旧離島約款附則6(時間帯別電灯のお客さまについての特別措置) (2)の適用を受けている場合に適用いたします。

なお、負荷移行が可能な需要とは、その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

契約容量は、季節別時間帯別電灯に準じて定めます。

ニ 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

(イ) 昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。

(ロ) 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

ホ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は、別

表2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は、別表2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。

ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

a 契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合

1 契約につき	1,474円50銭
---------	-----------

b 契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合

1 契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	2,457円50銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	311円75銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a 昼間時間

最初の80キロワット時までの1キロワット時につき	33円78銭
80キロワット時をこえ200キロワット時までの1キロワット時につき	41円76銭
200キロワット時をこえる1キロワット時につき	46円71銭

b 夜間時間

1キロワット時につき	28円99銭
------------	--------

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	330円44銭
---------	---------

へそ の 他

(イ) この契約種別における夜間蓄熱式機器の計量等について、従量電灯および深夜電力Bの適用を受けているお客さまが契約種別を変更される場合等、技術上、経済上やむをえず別計量を希望される場合は、お客さまと当社との協議のうえ、夜間蓄熱式機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合、当該夜間蓄熱式機器については、専用の屋内電路を施設し、直接当該夜間蓄熱式機器に接続していただくこととし、各時間帯別の使用電力量は、電力量計ごとに28（計量）(1)により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。また、当社は、毎日午後11時から翌日の午前7時まで以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

なお、当社は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱式機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することができます。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

- (ロ) 30（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合、31（日割計算）(1)ロにかかわらず、電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表8（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。ただし、昼間時間における料金適用上の電力量区分については、別表8（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。
- (ハ) 夜間時間以外の電気の供給をしゃ断する装置は、58（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。
- (ニ) VIII（工事費の負担）に定める事項については、契約負荷設備を増加されたにもかかわらず契約容量が増加しない場合は、契約容量が増加したものとして、従量電灯Cに準じて取り扱うものといたします。
- (ホ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものといたします。

6 深夜電力Bのお客さまについての特別措置

(1) 適用範囲

毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間限り、動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であり、かつ、この離島約款実施の際現に旧離島約款附則9（深夜電力のお客さまについての特別措置）（2）の適用を受けている場合に適用いたします。

(2) 契約電力

契約電力は、契約負荷設備の総入力といたします。ただし、契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は、電熱負荷設備以外の負荷設備について22（低圧電力）（4）イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。

なお、契約電力は、1キロワット以上といたします。

(3) 供給条件

- イ 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。
- ロ 専用の屋内電路を施設し、原則として、直接負荷設備に接続していただきます。
- ハ 当社は、供給設備の状況により、（1）の使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約使用時間の延長または短縮は行ないません。
- ニ 契約使用時間以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしや断いたします。また、契約使用時間以外の時間に電気の供給をしや断しない場合は、原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

(4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたもの

とし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	355円75銭
---------------	---------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	28円85銭
------------	--------

（5）その他の

イ 9（需給契約の単位）（1）に定める事項については、農事用電力に準ずるものといたします。

ロ 季節別時間帯別電灯および低圧高負荷契約における夜間蓄熱式機器の計量等について、この契約種別の適用を受けているお客さまが契約種別を変更される場合等、技術上、経済上やむをえず別計量を希望される場合は、お客さまと当社との協議のうえ、夜間蓄熱式機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合、当該夜間蓄熱式機器については、専用の屋内電路を施設し、直接当該夜間蓄熱式機器に接続していただくこととし、各時間帯別の使用電力量は、電力量計ごとに28（計量）（1）により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。また、当社は、毎日午後11時から翌日の午前7時まで以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

なお、当社は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱式機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することができます。ただし、通電時間の延長または短縮は行いません。

ハ 49（需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算）は、この契約種別のお客さまには適用いたしません。

ニ 契約使用時間を区分し、または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしや断する装置は、58（計量器等の取付け）（1）にいう区分装置として取り扱うものといたします。

ホ 39（供給の停止）（3）に定める事項については、農事用電力に準ずるものといたします。この場合、39（供給の停止）（3）へにいう契約使用期間以外の期間は、契約使用時間以外の時間といたします。

ヘ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

7 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置

（1） 30分ごとに計量することができない計量器（以下「記録型計量器以外の計量器」といいます。）で計量する場合等の料金の算定期間は、27（料金の算定期間）にかかわらず、次のとおりといたします。

イ 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（ただし、料金の算定期間の始期以降当該料金の算定期間の終期までの間に記録型計量器による計量が可能となった場合は、当該料金の算定期間の翌月の料金の算定期間は、当月の検針日から翌月の計量日の前日までの期間とし、当該料金の算定期間の翌々月以降の料金の算定期間は、本則によるものといたします。以下「検針期間等」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

ロ 定額制供給の場合または（2）ヌの場合の料金の算定期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力の料金の算定期間は、契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。

（2） 記録型計量器以外の計量器で計量する場合等の使用電力量等は、28（計量）および29（使用電力量の算定等）にかかわらず、次のとおりといたします。

ます。

イ 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合ならびにチおよびリの場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。

(イ) 26（検針日）(5)の場合の使用電力量は、計量値を確認するときを除き、原則として、前回の検針日から検針日の前日までの期間の日数を前回の検針日から実際に検針を行なった日の前日までの期間の日数で除してえた値に検針の結果を乗じてえた値といたします。ただし、(3)イ、ロまたはハに該当する場合は、検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値を料金の算定期間の使用電力量といたします。

(ロ) 26（検針日）(6)の場合、計量値を確認するときを除き、需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、(3)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。

(ハ) 26（検針日）(7)の場合の使用電力量は、原則として、前回の検針の結果の1月平均値によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし、(3)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえ

た値によって精算いたします。

ロ 計量器の読みは、次によります。

(イ) 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。

(ロ) 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。ただし、記録型計量器により計量する場合は、最小位までといたします。

(ハ) 乗率を有する場合は、最小位までといたします。

ハ 時間帯別電灯、季節別時間帯別電灯およびピーク抑制型季節別時間帯別電灯のお客さまの使用電力量の計量は、原則として各時間帯別に行ないます。

ニ 低圧高負荷契約のお客さまの使用電力量の計量は、原則として電灯または小型機器と動力とを別に行ないます。この場合、計量された電力量計ごとの使用電力量を合算してえた値を使用電力量といたします。

ホ 時間帯別電灯〔夜間8時間型〕、時間帯別電灯〔夜間10時間型〕、季節別時間帯別電灯および低圧高負荷契約における夜間蓄熱式機器の計量等について、従量電灯および深夜電力Bの適用を受けているお客さまが契約種別を変更される場合等、技術上、経済上やむをえず別計量を希望される場合は、次によります。

(イ) お客さまと当社との協議のうえ、夜間蓄熱式機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合、当該夜間蓄熱式機器については、専用の屋内電路を施設し、直接当該夜間蓄熱式機器に接続していただくこととし、各時間帯別の使用電力量は、電力量計ごとにハにより計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。また、当社は、毎日午後11時から翌日の午前7時まで以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

なお、当社は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱式機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

(ロ) (イ)の場合で、当社が電気の供給をしや断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は、低圧高負荷契約の場合を除き、夜間時間に使用されたものといたします。

ヘ 使用電力量は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。

ト 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。

チ 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、リの場合を除き、取付けおよび取外しした電力量計ごとにイに準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。

リ 26（検針日）(2)または計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、別表7（使用電力量の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

ヌ 従量制供給のお客さまについて、検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、別表7（使用電力量の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

(3) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合等の料金は、30（料金の算定）

(1)にかかわらず、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合

ロ 契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合

ハ (1)イの場合で検針期間等の日数がその検針期間等の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。

(4) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合等で、(3)イ、ロまたはハのときは、31（日割計算）にかかわらず、次により電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定いたします。

イ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて

(15) イにより算定いたします。ただし、従量電灯の料金適用上の電力量区分および時間帯別電灯の昼間時間における料金適用上の電力量区分については、別表8（日割計算の基本算式）(1)口により日割計算をいたします。

口 再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて(15)口により算定いたします。

ハ イおよびロによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

ニ 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

(5) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合等で、(2)イ(ハ)により精算する場合の精算額のお客さまの支払義務は、32（料金の支払義務および支払期日）(1)イにかかわらず、次回の検針日に発生するものといたします。また、(2)リの場合の料金のお客さまの支払義務は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日に発生するものといたします。

(6) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合等で、26（検針日）(6)の場合、33（料金その他の支払方法）(5)にかかわらず、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。

(7) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合等で、17（季節別時間帯別電灯）(5)口において、ピーク時間の使用電力量については、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月のピーク時間の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

(8) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合等で、21（低圧高負荷契約）(5)口、22（低圧電力）(5)口、23（臨時電力）(3)口(ロ)ならびに24（農事用電力）(3)口において、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量

をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比でん分してえた値をそれぞれの使用電力量といいたします。

- (9) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合等の電化厨房住宅契約は、附則2（料金についての経過措置）(1)イにかかわらず、従量電灯B、従量電灯C、時間帯別電灯〔夜間8時間型〕または時間帯別電灯〔夜間10時間型〕として電気の供給を受け、クッキングヒーターを据え付けて使用する需要で、この離島約款実施の際現に旧離島約款附則2（料金についての経過措置）(1)の適用を受けている場合に、令和6年9月の料金に係る検針期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。
- (10) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合等で、附則2（料金についての経過措置）(1)ロ(¤)aにおいて、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合のその他季におけるその1月の使用電力量は、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比でん分してえたその他季の値といいたします。この場合、料金適用上の電力量区分は、別表8（日割計算の基本算式）(1)ロ(イ)または(¤)に準ずるものといいたします。
- (11) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合等で、附則2（料金についての経過措置）(1)ロ(¤)bにおいて、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合のその他季におけるその1月の使用電力量は、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比でん分してえたその他季の値といいたします。この場合、昼間時間における料金適用上の電力量区分については、別表8（日割計算の基本算式）(1)ロ(ハ)に準ずるものといいたします。
- (12) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合等で、附則2（料金についての経過措置）(1)ロ(¤)cにおいて、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合のその他季におけるその1月の使用電力量は、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比でん分してえたその他季の値といいたします。この場合、料金適用上の電力量区分は、別表8（日割計算の基本算式）(1)ロ(ニ)に準ずるものといいたします。

(13) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合等で、附則2（料金についての経過措置）(1)ハ(ハ)ただし書にかかわらず、電化厨房住宅割引上限額の日割計算は、次によるものといたします。

イ 電化厨房住宅割引上限額を日割りする場合

$$\text{電化厨房住宅割引上限額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間等の日数}}$$

ロ (3)ハに該当する場合は、イの

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間等の日数}} \text{は}, \quad \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

(14) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合等の口座振替割引は、附則2（料金についての経過措置）(2)イにかかわらず、料金を33（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる従量制供給のお客さままで、かつ、口座振替割引の適用を希望される場合に、令和6年9月の料金に係る検針期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

(15) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合等で、日割計算に応じて電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定するときは、別表8（日割計算の基本算式）(1)ハまたはニにかかわらず、次のとおりといたします。

イ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

(イ) (3)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) (3)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、季節別時間帯別電灯、低圧高負荷契約、低圧電力、臨時電力（従量制供給のものに限ります。）および農事用電力（従量制供給のものに限ります。）のお客さまにおいて、料金の算定期間に

夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

□ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合

(イ) (3)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) (3)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

8 配電事業者の託送供給等約款により託送供給を受ける場合についての特別措置

当社がお客さまの需要場所を供給区域とする配電事業者（以下「当該配電事業者」といいます。）の託送供給等約款により託送供給を受ける場合の料金および必要となるその他の供給条件は、次のとおりといたします。

(1) 需給契約の申込み

イ お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、6（需給契約の申込み）(1)にかかわらず、あらかじめこの離島約款および当該配電事業者の託送供給等約款ならびにその他の供給条件等（以下「当該配電事業者の託送約款等」といいます。なお、当該配電事業者が当該配電事業者の託送約款等を変更した場合には、変更後の当該配電事業者の託送約款等によります。）における需要者に関する事項を承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。

契約種別、供給電気方式、需給地点、需要場所、供給電圧、契約負荷設備、契約主開閉器、契約電流、契約容量、契約電力、発電設備等、業

種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法

ロ 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、6（需給契約の申込み）（3）にかかわらず、原則として、あらかじめ当該配電事業者の供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。

ハ イにより需給契約の申込みをされる場合は、6（需給契約の申込み）（5）にかかわらず、お客さまは、あらかじめ次の事項を承諾するものといたします。

(イ) 当該配電事業者が当該配電事業者の発電量調整供給等の実施に必要なお客さまの情報を、需要場所と同一の場所である当該配電事業者の託送約款等に定める発電場所の発電者および当該発電場所に係る当該配電事業者の託送約款等に定める発電契約者または当該配電事業者と特定契約もしくは一時調達契約等を締結する者に対し提供すること。

(ロ) 当社が、当該配電事業者が接続供給のために必要とするお客さまの情報について、当該配電事業者に提供すること。

(ハ) 当該配電事業者が、接続供給の実施に必要なお客さまの情報を、当社に対し提供すること。

（2）需 要 場 所

需要場所は、8（需要場所）にかかわらず、当該配電事業者の託送約款等に定めるところによります。

（3）需給契約の単位

当社は、9（需給契約の単位）にかかわらず、次の場合を除き、当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、原則として1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。

イ 1需要場所において、次の2以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の1契約種別（ロの場合は、2契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合

　臨時電灯のうちの1契約種別、臨時電力、農事用電力

ロ 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、定額電灯、従量電灯のうちの1契約種別、季節別時間帯別電灯またはピーク抑制型

季節別時間帯別電灯と低圧電力とをあわせて契約する場合

(4) 供 給 の 単 位

当社は、11（供給の単位）にかかわらず、当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、原則として1需給契約につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

(5) 承 諾 の 限 界

当社は、12（承諾の限界）にかかわらず、法令、電気の需給状況、当該配電事業者の供給設備の状況、用地事情ならびに料金、料金以外の債務および当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）にもとづく料金等の金銭債務の支払状況その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。

(6) 定 額 電 灯

15（定額電灯）(5)にかかわらず、当該配電事業者は、必要に応じて電流制限器を取り付けます。

(7) 従 量 電 灯

イ 従 量 電 灯 A

16（従量電灯）(1)ハ(ロ)にかかわらず、当該配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客様において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該配電事業者は、電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ロ 従 量 電 灯 B

(イ) 16（従量電灯）(2)イただし書にかかわらず、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、当該配電事業者の供給設備の状況等から当該配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適當と認めたときは、16（従量電灯）(2)イ(イ)に該当し、かつ、16（従量電灯）(2)イ(ロ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上である

ものについても適用することがあります。この場合、当該配電事業者は、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することができます。

(ロ) 16（従量電灯）(2)ハ(ロ)にかかわらず、当該配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客様において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ハ 従量電灯 C

(イ) 16（従量電灯）(3)イただし書にかかわらず、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、当該配電事業者の供給設備の状況等から当該配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、16（従量電灯）(3)イ(イ)に該当し、かつ、16（従量電灯）(3)イ(ロ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することができます。この場合、当該配電事業者は、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することができます。

(ロ) 供給電気方式および供給電圧については、16（従量電灯）(3)ロただし書にかかわらず、技術上または当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(ハ) お客様が契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、16（従量電灯）(3)ニ(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表6（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、16（従量電灯）(3)ニ(ロ)にかかわらず、当社または当該配

電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(8) 季節別時間帯別電灯

イ 供給電気方式および供給電圧については、17(季節別時間帯別電灯)

(2)ただし書にかかわらず、技術上または当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

ロ 契約容量は、原則として従量電灯Cに準じて定めます。ただし、17(季節別時間帯別電灯)(3)イにかかわらず、お客さまが希望され、かつ、当該配電事業者の電流制限器を取り付けることが適当と認められる場合は、契約容量は、電流制限器の定格電流値にもとづき次式により算定いたします。

$$\text{入力 (キロルトアンペア)} = \text{電流制限器の定格電流 (アンペア)} \times 100\text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、電流制限器とは、(7)イおよびロ(ロ)における電流制限器をいいます。

また、お客さまが希望され、かつ、電流を制限する計量器を取り付けることが適当と認められる場合は、契約容量は、その制限される電流値にもとづき次式により算定いたします。

$$\text{入力 (キロルトアンペア)} = \text{制限される電流 (アンペア)} \times 100\text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

ハ 夜間蓄熱式機器を使用される場合は、ロにかかわらず、契約容量は、原則として、次の(イ)によってえた値に0.4を乗じてえた値が(ロ)によつてえた値以上となる場合は、(イ)によってえた値とし、それ以外の場合は、次の算式によって算定された値といたします。

$$(イ) \text{によってえた値} + (ロ) \text{によってえた値} \times 0.1$$

(イ) 契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器以外のものについて、原則とし

て従量電灯Cの契約容量決定方法に準じてえた値

ただし、お客さまが希望され、かつ、夜間蓄熱式機器以外の機器について、当該配電事業者の電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けることが適當と認められるときは、口に準じて算定いたします。

(ロ) 契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器の総容量（入力）

(9) ピーク抑制型季節別時間帯別電灯

イ 供給電気方式および供給電圧については、18（ピーク抑制型季節別時間帯別電灯）(2)ただし書にかかわらず、技術上または当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

ロ 契約容量は、原則として従量電灯Cに準じて定めます。ただし、18（ピーク抑制型季節別時間帯別電灯）(3)にかかわらず、お客さまが希望され、かつ、当該配電事業者の電流制限器を取り付けることが適當と認められる場合は、契約容量は、電流制限器の定格電流値にもとづき次式により算定いたします。

$$\text{入力 (キロルトアンペア)} = \text{電流制限器の定格電流 (アンペア)} \times 100\text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、電流制限器とは、(7)イおよびロ(ロ)における電流制限器をいいます。

また、お客さまが希望され、かつ、電流を制限する計量器を取り付けることが適當と認められる場合は、契約容量は、その制限される電流値にもとづき次式により算定いたします。

$$\text{入力 (キロルトアンペア)} = \text{制限される電流 (アンペア)} \times 100\text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

(10) 臨時電灯

イ 臨時電灯A

19（臨時電灯）(1)ニ(イ)にかかわらず、当該配電事業者は、原則と

して供給設備を常置いたしません。

ロ 臨時電灯 B

- (イ) 19(臨時電灯)(2)ロ(ロ)にかかわらず、当該配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客様において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。
- (ロ) 19(臨時電灯)(2)ニ(イ)にかかわらず、当該配電事業者は、原則として供給設備を常置いたしません。

ハ 臨時電灯 C

19(臨時電灯)(3)ハ(イ)にかかわらず、当該配電事業者は、原則として供給設備を常置いたしません。

(11) 低圧高負荷契約

イ 21(低圧高負荷契約)(1)イにかかわらず、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 電灯または小型機器と動力をあわせて使用する需要であること。
- (ロ) 21(低圧高負荷契約)(4)に定める契約電力が15キロワット以上であり、かつ、50キロワット未満であること。ただし、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、当該配電事業者の供給設備の状況等から当該配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、契約電力が50キロワット以上であるものについても適用することができます。この場合、当該配電事業者は、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

なお、契約電力が50キロワット以上となる場合の電灯または小型機器の基準電力および動力の基準電力は、50キロワット未満といたします。

- ロ 供給電気方式および供給電圧については、21(低圧高負荷契約)(3)ただし書にかかわらず、技術上または当該配電事業者の供給設備の都合

でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります

(12) 低 壓 電 力

イ 22（低圧電力）(1)ただし書にかかわらず、1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該配電事業者の供給設備の状況等から当該配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、22（低圧電力）(1)イに該当し、かつ、22（低圧電力）(1)ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することができます。

ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、22（低圧電力）(4)イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表6（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、22（低圧電力）(4)ロにかかわらず、当社または当該配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(13) 臨 時 電 力

23（臨時電力）(4)イにかかわらず、当該配電事業者は、原則として供給設備を常置いたしません。

(14) 農 事 用 電 力

お客さまが電気の使用を休止される場合には、24（農事用電力）(4)ロにかかわらず、当該配電事業者は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

(15) 檢 針 日

検針日は、26（検針日）にかかわらず、次により、実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

イ 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当該配電事業者がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下

「当該配電事業者の検針の基準となる日」といいます。] および休日等を考慮して定めます。) に、各月ごとに当該配電事業者が行ないます。

ロ お客様が不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。

ハ 当該配電事業者は、やむをえない事情のある場合には、イにかかわらず、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。

ニ 当該配電事業者は、次の場合には、イにかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。

なお、当社は、(ロ)の場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客様の承諾をえるものといたします。

(イ) 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

(ロ) その他特別の事情がある場合

ホ ハの場合で、検針を行なったときは、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

ヘ ニ(イ)の場合で、検針を行なわなかつたときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。

ト ニ(ロ)の場合で、検針を行なわなかつたときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

(16) 計量

時間帯別電灯〔夜間8時間型〕、時間帯別電灯〔夜間10時間型〕、季節別時間帯別電灯および低圧高負荷契約における夜間蓄熱式機器の計量等について、従量電灯および深夜電力Bの適用を受けているお客様が契約種別を変更される場合等、技術上、経済上やむをえず別計量を希望される場合は、28(計量)(3)、附則5(時間帯別電灯のお客さまについての特別措置)(1)へ(イ)もしくは(2)へ(イ)または附則6(深夜電力Bのお客さまについての特別措置)(5)ロにかかわらず、お客様と当社との協議のうえ、夜間蓄熱式機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量

する事があります。この場合、当該夜間蓄熱式機器については、専用の屋内電路を施設し、直接当該夜間蓄熱式機器に接続していただくこととし、各時間帯別の使用電力量は、電力量計ごとに28（計量）（1）により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。また、当該配電事業者は、毎日午後11時から翌日の午前7時まで以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

なお、当該配電事業者は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱式機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

（17）料金の算定

料金は、30（料金の算定）（1）にかかわらず、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合

ロ 契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合

ハ 27（料金の算定期間）（1）の場合で計量期間の日数がその計量期間の始期に対応する当該配電事業者の検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。

（18）料金の支払義務および支払期日

支払期日は、32（料金の支払義務および支払期日）（3）にかかわらず、次の場合を除き、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。

イ 当該配電事業者が当該配電事業者の検針の基準となる日に先だって実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合の支払期日は、当該配電事業者の検針の基準となる日の翌日から起算して30日目といたします。

ロ お客様と当社との協議によって当社が継続して他の需要場所の料金と一緒に請求することとした場合の支払期日は、一緒に請求する料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。

ハ 33 (料金その他の支払方法) (7)の場合の支払期日は、翌月の料金の支払期日といたします。

(19) 需要場所への立入りによる業務の実施

37 (需要場所への立入りによる業務の実施) にかかわらず、当社または当該配電事業者は、次の業務を実施するため、お客様の承諾をえてお客様の土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合(需給契約の終了後の立入りとなる場合を含みます。)には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客様のお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

イ 需給地点に至るまでの当該配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の当該配電事業者の電気工作物の設計、施工(取付けおよび取外しを含みます。)、改修または検査

ロ (35)によって必要なお客様の電気工作物の検査等の業務

ハ 不正な電気の使用を防止するために必要なお客様の電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認

ニ 計量器の検針または計量値の確認

ホ (21)、(27)イまたは(29)により必要な処置

ヘ その他この離島約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当該配電事業者の電気工作物にかかる保安の確認に必要な業務

(20) 電気の使用にともなうお客様の協力

イ お客様の電気の使用が、次の原因で他のお客様の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合(この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。)には、お客様の負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要が

ある場合には、38（電気の使用にともなうお客さまの協力）（1）にかかわらず、当該配電事業者が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

- (イ) 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
- (ロ) 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
- (ハ) 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
- (ニ) 著しい高周波または高調波を発生する場合
- (ホ) その他(イ), (ロ), (ハ)または(ニ)に準ずる場合

口 38（電気の使用にともなうお客さまの協力）（2）にかかわらず、お客さまが発電設備を当該配電事業者の供給設備に電気的に接続して使用される場合は、イに準ずるものといたします。また、この場合は、技術基準、その他の法令等にしたがい、当該配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

（21）供 給 の 停 止

イ 39（供給の停止）（1）にかかわらず、お客さまが当該配電事業者の託送約款等に定める供給の停止の理由に該当する場合には、当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することができます。

口 お客さまが次のいずれかに該当する場合には、39（供給の停止）（2）にかかわらず、当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することができます。

なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。

(イ) お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

(ロ) お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

(ハ) 当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）にもとづく料金等の金銭債務を支払われない場合

(ニ) 料金以外の債務を支払われない場合

ハ お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、39（供給の停止）（3）にかかわらず、当該配電事業者は、

そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

- (イ) お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
- (ロ) 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
- (ハ) 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
- (ニ) 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき。
- (ホ) (19)に反して、当社または当該配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

- (ヘ) (20)によって必要となる措置を講じられない場合

ニ お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、39（供給の停止）(3)にかかわらず、当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することができます。

- (イ) 公衆街路灯または農事用電力の場合で、契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。
- (ロ) 農事用電力の場合で、契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。

ホ お客さまがその他この離島約款に反した場合には、39（供給の停止）(4)にかかわらず、当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することができます。

(22) 供給停止の解除

40（供給の停止の解除）にかかわらず、(21)によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、当社または当該配電事業者は、すみやかに（次の場合を含みません。）電気の供給を再開いたします。

イ 非常変災の場合

ロ 夜間（午前0時から午前9時までの時間をいいます。）の場合で、要員の配置等の事情により、やむをえないとき。

ハ その他特別の事情がある場合

(23) 供給停止期間中の料金

41（供給停止期間中の料金）にかかわらず、(21)によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を31（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。ただし、定額電灯、従量電灯A、従量電灯Bおよび公衆街路灯のお客さまについては、停止期間中の料金を申し受けません。

(24) 違 約 金

42（違約金）(1)にかかわらず、お客さまが(21)ハ(ロ)から(ニ)もしくは(ニ)または当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより違約金を申し受ける事由に該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。

(25) 供給の中止または使用の制限もしくは中止

43（供給の中止または使用の制限もしくは中止）にかかわらず、当該配電事業者は、当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。

(26) 設 備 の 賠 償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

(27) 需給契約の廃止

イ お客さまがこの離島約款にもとづく電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

48（需給契約の廃止）(1)にかかわらず、当社または当該配電事業者は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

ロ 需給契約は、48（需給契約の廃止）(2)にかかわらず、(29)および次

の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

- (イ) 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。
- (ロ) 当社または当該配電事業者の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

(28) 需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算

お客さま（定額電灯、従量電灯A、従量電灯B、臨時電灯、公衆街路灯および臨時電力のお客さまを除きます。）が、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとされる場合には、当社は、49（需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算）にかかわらず、需給契約の消滅または変更の日に、次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、当該配電事業者が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

イ 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとされる場合

- (イ) 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から需給契約を廃止される日の前日までの期間の料金について、さかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。
- (ロ) 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定されたことにともない新たに施設した供給設備について、当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社が工事費に係る請求を受けた場合はその金額を申し受けます。
- 口 契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで需給契

約を廃止しようとされる場合

(イ) 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から需給契約を廃止される日の前日までの期間の料金について、契約容量または契約電力を増加された日の前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比でん分してえたものといたします。

(ロ) 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加されたことにともない新たに施設した供給設備について、当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社が工事費に係る請求を受けた場合はその金額を申し受けます。

ハ 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合

(イ) 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比でん分してえたものといたします。

(ロ) 当社は、供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について、当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定

めるところにより、当社が工事費に係る請求を受けた場合はその金額を申し受けます。

ニ 契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合

(イ) 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少される日以降の契約容量または契約電力が増加された日の前の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加された日の前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比でん分してえたものといたします。

(ロ) 当社は、供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について、当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社が工事費に係る請求を受けた場合はその金額を申し受けます。

(29) 解 約 等

イ 50（解約等）(1)にかかわらず、(21)によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該配電事業者の定めた期日までにその理由となつた事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することができます。

なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

ロ お客さまが、(27)イによる通知をされないで、その需要場所から移転

され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、50（解約等）(2)にかかわらず、当社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

(30) 供給方法、工事および施設

イ 電気の需給地点は、52（需給地点および施設）(1)にかかわらず、当該配電事業者の電線路または引込線とお客様の電気設備との接続点といたします。

ロ その他の供給方法および工事は、VII（供給方法および工事）の各項にかかわらず、当該配電事業者の託送約款等に定めるところによります。

ハ VII（供給方法および工事）の各項にかかわらず、当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則として、お客様の所有とし、お客様の負担で施設し、または取り付けていただきます。

(31) 工事費負担金等の申受けおよび精算

工事費負担金等の申受けおよび精算は、VIII（工事費の負担）の各項にかかわらず、次のとおりといたします。

イ 当社が、当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、お客様への電気の供給に伴う工事等に係る工事費負担金等の請求を受けた場合は、当社は、その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。

ロ 当社が、当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、工事完成後、工事費負担金等の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等をすみやかに精算するものといたします。

ハ お客様の都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合で、当社が当該配電事業者から、当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、その金額をお客さまから申し受けます。

(32) 保 安 の 責 任

68（保安の責任）にかかわらず、当該配電事業者は、当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、需給地点に至るまでの供給設備（当該

配電事業者が所有権を有さない設備を除きます。) および計量器等需要場所内の当該配電事業者の電気工作物について、保安の責任を負います。

(33) 調査

69 (調査) または70 (調査等の委託) にかかわらず、当該配電事業者は、法令および当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。

(34) 調査に対するお客さまの協力

イ お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、71 (調査に対するお客さまの協力) (1)にかかわらず、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当該配電事業者または経済産業大臣の登録を受けた調査機関に通知していただきます。

ロ 71 (調査に対するお客さまの協力) (2)にかかわらず、当該配電事業者は、(33)により調査を行なうにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

(35) 保安等に対するお客さまの協力

イ 72 (保安等に対するお客さまの協力) (1)にかかわらず、当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより、次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当該配電事業者に通知していただきます。この場合には、当該配電事業者は、ただちに適当な処置をいたします。

(イ) お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当該配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

(ロ) お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当該配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

ロ 72 (保安等に対するお客さまの協力) (2)にかかわらず、お客さまが、当該配電事業者の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、当該配電事業者が保安上必要と認めるときは、その期間について、当該配電事業者は、イに準じて、適当な処置をいたします。

ハ 72 (保安等に対するお客さまの協力) (3)にかかわらず、お客さまが

当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備等を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当該配電事業者に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当該配電事業者に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当該配電事業者は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

ニ 72（保安等に対するお客さまの協力）（4）にかかるわらず、当該配電事業者は、必要に応じて、供給開始に先だち、受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、お客さまと協議を行ないます。

（36） 第2深夜電力のお客さまについての特別措置

附則4（第2深夜電力のお客さまについての特別措置）（3）ハにかかるわらず、当該配電事業者は、供給設備の状況により、附則4（第2深夜電力のお客さまについての特別措置）（1）の使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することができます。ただし、契約使用時間の延長または短縮は行ないません。

（37） 時間帯別電灯のお客さまについての特別措置

供給電気方式および供給電圧については、附則5（時間帯別電灯のお客さまについての特別措置）（1）ロただし書または（2）ロただし書にかかるわらず、技術上または当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

（38） 深夜電力Bのお客さまについての特別措置

附則6（深夜電力Bのお客さまについての特別措置）（3）ハにかかるわらず、当該配電事業者は、供給設備の状況により、附則6（深夜電力Bのお客さまについての特別措置）（1）の使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することができます。ただし、契約使用時間の延長または短縮は行ないません。

（39） 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置

イ 記録型計量器以外の計量器で計量する場合等の時間帯別電灯〔夜間8時間型〕，時間帯別電灯〔夜間10時間型〕，季節別時間帯別電灯および低圧高負荷契約における夜間蓄熱式機器の計量等について，従量電灯および深夜電力Bの適用を受けているお客さまが契約種別を変更される場合等，技術上，経済上やむをえず別計量を希望される場合は，附則7(記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置)（2）ホにかかわらず，次によります。

(イ) お客さまと当社との協議のうえ，夜間蓄熱式機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合，当該夜間蓄熱式機器については，専用の屋内電路を施設し，直接当該夜間蓄熱式機器に接続していただくこととし，各時間帯別の使用電力量は，電力量計ごとに附則7(記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置)（2）ハにより計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。また，当該配電事業者は，毎日午後11時から翌日の午前7時まで以外の時間は，適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

なお，当該配電事業者は，供給設備の状況により，当該夜間蓄熱式機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし，通電時間の延長または短縮は行ないません。

(ロ) (イ)の場合で，当該配電事業者が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は，低圧高負荷契約の場合を除き，夜間時間に使用されたものといたします。

ロ 記録型計量器以外の計量器で計量する場合等の料金は，附則7(記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置)（3）にかかわらず，次の場合を除き，料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

(イ) 電気の供給を開始し，再開し，休止し，もしくは停止し，または需給契約が消滅した場合

(ロ) 契約種別，契約負荷設備，契約電流，契約容量，契約電力等を変更したことにより，料金に変更があった場合

(ハ) 附則7(記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置)

(1) イの場合で検針期間等の日数がその検針期間等の始期に対応する当該配電事業者の検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。

(40) 夜間蓄熱式機器

別表9（夜間蓄熱式機器）(1)の「主として夜間時間に通電する機能」とは、別表9（夜間蓄熱式機器）(2)にかかわらず、次の場合を含みます。
イ お客様が当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合

ロ (16) または(39)イの場合で、当該配電事業者が夜間時間以外の時間に当該機器への電気の供給をしゃ断する装置または計量器を取り付けた場合

(41) その他の事項については、この離島約款に準ずるものといたします。

9 電力需要の基本料金についての経過措置

(1) 低圧高負荷契約、低圧電力、臨時電力（従量制供給の場合に限ります。）または農事用電力として電気の供給を受けるお客様がこの約款実施の日から令和6年9月の料金に係る計量期間または検針期間等（以下「計量期間等」といいます。）の終期までの期間に使用される電気に適用する基本料金は、21（低圧高負荷契約）(5)イ、22（低圧電力）(5)イもしくはハ、23（臨時電力）(3)ロ(イ)または24（農事用電力）(3)イにかかわらず、次のとおりといたします。ただし、(2)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。

イ 低圧高負荷契約

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,350円47銭
---------------	-----------

ロ 低 圧 電 力

(イ) 基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しな

い場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,155円84銭
-----------------	-----------

(ロ) 時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85パーセントとみなします。

ハ 臨 時 電 力

基本料金は、1月につき口(イ)の該当料金の20パーセントを割増したものと適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、口(イ)の該当料金の半額に20パーセントを割増したものと適用いたします。

ニ 農 事 用 電 力

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお、1回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額といたします。また、1年の基本料金の合計は、電気を使用する場合の基本料金の2月分（その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力 1 キロワットにつき	473円84銭
-----------------	---------

(2) 力率割引および割増し

電灯または小型機器の力率と動力の力率とをそれぞれの基準電力によって(3)ロ(ハ)により加重平均してえた値もしくは電気機器の力率をそれぞれの入力によって(3)により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合(22〔低圧電力〕(4)ロにより契約電力を定める場合または22〔低圧電力〕(4)ロに準じて契約電力を定める場合を含みます。)は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電灯または小型機器の力率および動力の力率は、(3)ロ(イ)または(ロ)により算定し、電気機器の力率は、別表5(進相用コンデンサ取付容量基準)の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90パーセント、取り付けてな

いものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといいたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

(3) 加重平均力率の算定

イ 加重平均力率は、次の算式によって算定された値といいたします。

加重平均力率（パーセント）

$$= \frac{100\% \times \left\{ \begin{array}{l} \text{電熱器} \\ \text{総容量} \end{array} \right\} + 90\% \times \left\{ \begin{array}{l} \text{力率90\%} \\ \text{の機器} \\ \text{総容量} \end{array} \right\} + 80\% \times \left\{ \begin{array}{l} \text{力率80\%} \\ \text{の機器} \\ \text{総容量} \end{array} \right\}}{\text{機器総容量}}$$

ロ 低圧高負荷契約における加重平均力率は、イにかかわらず、次のとおりといいたします。

(イ) 電灯または小型機器の力率は、100パーセントといいたします。

(ロ) 動力の力率は、次のとおりといいたします。

a 22（低圧電力）(4)イに準じて動力の基準電力を算定する場合は、電気機器の力率をそれぞれの入力によって次の算式により加重平均してえた値といいたします。この場合、電気機器の力率は、別表5（進相用コンデンサ取付容量基準）の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90パーセント、取り付けてないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといいたします。

動力の加重平均力率（パーセント）

$$= \frac{100\% \times \left\{ \begin{array}{l} \text{電熱器} \\ \text{総容量} \end{array} \right\} + 90\% \times \left\{ \begin{array}{l} \text{力率90\%} \\ \text{の機器} \\ \text{総容量} \end{array} \right\} + 80\% \times \left\{ \begin{array}{l} \text{力率80\%} \\ \text{の機器} \\ \text{総容量} \end{array} \right\}}{\text{機器総容量}}$$

b 22（低圧電力）(4)ロに準じて動力の基準電力を算定する場合は、

100パーセントといたします。

(ハ) 加重平均力率は、次の算式により算定された値といたします。

加重平均力率（パーセント）

$$\begin{aligned} & \text{電灯または} \\ & \text{(イ)の力率} \quad \times \quad \text{小型機器の} \quad + \quad \text{(ロ)の力率} \quad \times \quad \text{動力の} \\ & \text{(パーセント)} \quad \quad \quad \text{基準電力} \quad \quad \quad \text{(パーセント)} \quad \quad \quad \text{基準} \\ = & \frac{\text{契約電力}}{\text{電力}} \end{aligned}$$

(4) その他の

イ 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 力率を変更したことにより、料金に変更があった場合は、30（料金の算定）および31（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。

ハ その他の事項については、本則の低圧高負荷契約、低圧電力、臨時電力または農事用電力に準ずるものといたします。

10 この離島約款の実施にともなう切替措置

この離島約款実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、30（料金の算定）および31（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。

別 表

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯A

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約負荷設備ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。

b 臨時電灯Aおよび臨時電力

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、最低料金適用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

□ お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客様から当社にその旨を申し出ていたいたとき、お客様からの申出の直後の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期（お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期といいます。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといいます。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格の単位は、100円とし、その端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0048$$

$$\beta = 0.3827$$

$$\gamma = 0.6584$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

□ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに(ⅰ)または(ⅱ)の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ⅰ) 定額電灯、従量電灯、臨時電灯、公衆街路灯、低压電力、臨時電力または農事用電力の場合

a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を下回る場合

$$\frac{\text{燃 料 費}}{\text{調整単価}} = \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000}$$
$$(86,100\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times$$

b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を上回り、かつ、129,200円以下の場合

$$\frac{\text{燃 料 費}}{\text{調整単価}} = (\text{平均燃料価格} - 86,100\text{円}) \times \frac{(2)の基準単価}{1,000}$$

c 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が129,200円を上回る場合
平均燃料価格は、129,200円といたします。

$$\frac{\text{燃 料 費}}{\text{調整単価}} = (129,200\text{円} - 86,100\text{円}) \times \frac{(2)の基準単価}{1,000}$$

(ロ) (イ)以外の場合

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を下回る場合

$$\frac{\text{燃 料 費}}{\text{調整単価}} = (86,100\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2)の基準単価}{1,000}$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を上回る場合

$$\frac{\text{燃 料 費}}{\text{調整単価}} = (\text{平均燃料価格} - 86,100\text{円}) \times \frac{(2)の基準単価}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月の料金に係る計量期間等

ニ 燃料費調整額

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、口によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

b 臨時電灯Aおよび臨時電力

燃料費調整額は、口によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に口によって算

定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基 準 単 価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	71銭0厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1円41銭8厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2円83銭7厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	4円25銭5厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	7円09銭2厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	7円09銭2厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	2円11銭9厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	4円23銭7厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	4円23銭7厘

(ロ) 臨時電灯A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	5銭7厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	11銭4厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	11銭4厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1円14銭3厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1円14銭3厘

(ハ) 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1円20銭1厘
-----------------	---------

□ 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	18銭3厘
------------	-------

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

3 契約負荷設備の総容量の算定

(1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

(イ) 住宅, アパート, 寮, 病院, 学校および寺院

1 差込口につき50ボルトアンペア

(ロ) (イ)以外の場合

1 差込口につき100ボルトアンペア

(2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、同一業種の1回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき、契約負荷設備の総容量（入力）を算定いたします。

4 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。

イ　け　い　光　灯

	換 算 容 量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
高力率型	管灯の定格消費電力 (ワット) × 150パーセント	管灯の定格消費電力 (ワット) × 125パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力 (ワット) × 200パーセント	

ロ　ネ　オ　ン　管　灯

2次電圧（ボルト）	換 算 容 量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ スリームラインランプ

管の長さ（ミリメートル）	換 算 容 量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
999以下	40	40
1,149以下	60	60
1,556以下	70	70
1,759以下	80	80
2,368以下	100	100

ニ 水 銀 灯

出 力 (ワット)	換 算 容 量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
40以下	60	130	50
60以下	80	170	70
80以下	100	190	90
100以下	150	200	130
125以下	160	290	145
200以下	250	400	230
250以下	300	500	270
300以下	350	550	325
400以下	500	750	435
700以下	800	1,200	735
1,000以下	1,200	1,750	1,005

(2) 誘導電動機

イ 単相誘導電動機

(イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は、換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。

(ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出 力 (ワット)	換 算 容 量		入力 (ワット)	
	入力 (ボルトアンペア)			
	高力率型	低力率型		
35以下	—	160		
45以下	—	180		
65以下	—	230		
100以下	250	350	出力 (ワット) ×	
200以下	400	550	133.0パーセント	
400以下	600	850		
550以下	900	1,200		
750以下	1,000	1,400		

口 3相誘導電動機

換 算 容 量 (入力 [キロワット])	
出力 (馬力)	× 93.3パーセント
出力 (キロワット)	× 125.0パーセント

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別（携帯型および移動型を含みます。）	最高定格管電圧 (キロボルトピーク)	管電流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量（入力） (キロボルトアンペア)
治療用装置			定格1次最大入力 (キロボルトアンペア) の値といたします。
診察用装置	95キロボルトピーク 以下	20ミリアンペア以下	1
		20ミリアンペア超過 30ミリアンペア以下	1.5
		30ミリアンペア超過 50ミリアンペア以下	2
		50ミリアンペア超過 100ミリアンペア以下	3
		100ミリアンペア超過 200ミリアンペア以下	4
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	5
		300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	7.5
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	10
		200ミリアンペア以下	5
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	6
蓄電器放電式 診察用装置	100キロボルトピーク 以下	300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	8
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	13.5
		500ミリアンペア以下	9.5
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	16
		500ミリアンペア以下	11
	125キロボルトピーク 以下	500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	19.5
		コンデンサ容量0.75マイクロファラッド 以下	1
		0.75マイクロファラッド超過 1.5マイクロファラッド以下	2
		1.5マイクロファラッド超過 3マイクロファラッド以下	3

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 日本産業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

 入力（キロワット）＝最大定格1次入力（キロボルトアンペア）
 ×70パーセント

ロ イ以外の場合

 入力（キロワット）＝実測した1次入力（キロボルトアンペア）
 ×70パーセント

（5）その他の

イ (1), (2), (3)および(4)によることが不適當と認められる電気機器の換算容量（入力）は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。

ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。

ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

5 進相用コンデンサ取付容量基準

進相用コンデンサの容量は、次のとおりといたします。

（1）照明用電気機器

イ けい光灯

 進相用コンデンサをけい光灯に内蔵する場合の進相用コンデンサ取付容量は、次によります。

使用電圧 (ボルト)	管灯の定格消費電力 (ワット)	コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)
100	10	4.5
	15	5.5
	20	9
	30	11
	40	17
	60	21
	80	30
	100	36
200	40	4.5
	60	5.5
	80	7
	100	9

ロ ネオン管灯 (標準周波数50ヘルツの場合といたします。)

2次電圧 (ボルト)	コンデンサ取付容量(マイクロファラッド)
3,000	30
6,000	50
9,000	75
12,000	100
15,000	150

ハ 水銀灯 (標準周波数50ヘルツおよび60ヘルツの場合といたします。)

出力 (ワット)	コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)	
	100ボルト	200ボルト
50以下	30	7
100以下	50	9
250以下	75	15
300以下	100	20
400以下	150	30
700以下	250	50
1,000以下	300	75

(2) 誘導電動機

イ 個々にコンデンサを取り付ける場合

(イ) 単相誘導電動機

電動機定格出力 (キロワット)			0.1	0.2	0.25	0.4	0.55	0.75	1.1
コンデンサ 取付容量 〔マイクロ ファラッド〕	使用電圧100ボルト		50	75	75	75	100	100	100
	使用電圧200ボルト		20	20	30	30	40	40	50

(ロ) 3相誘導電動機（使用電圧200ボルトの場合といたします。）

a トップランナーモータの基準を満たす電動機

電動機 定格出力	馬力		1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
	キロワット		0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37
コンデンサ 取付容量 〔マイクロ ファラッド〕	2極	50ヘルツ	—	—	30	40	50	75	100	150	200	250	300	300	500	600
		60ヘルツ	—	—	20	30	40	50	75	100	150	150	200	250	300	400
	4極	50ヘルツ	—	—	40	75	100	150	200	250	300	400	500	800	900	1,200
		60ヘルツ	—	—	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500	700
	6極	50ヘルツ	—	—	50	100	100	150	300	300	500	500	700	800	1,200	1,300
		60ヘルツ	—	—	30	50	75	100	150	200	300	300	400	400	500	750

b その他の電動機

電動機 定格出力	馬力		1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
	キロワット		0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37
コンデンサ 取付容量 〔マイクロ ファラッド〕	50ヘルツ	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500	600	
	60ヘルツ	10	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500	

ロ 一括してコンデンサを取り付ける場合

やむをえない事情によって2以上の電動機に対して一括してコンデンサを取り付ける場合のコンデンサの容量は、各電動機の定格出力に対応するイに定めるコンデンサの容量の合計といたします。

(3) 電気溶接機（使用電圧200ボルトの場合といたします。）

イ 交流アーク溶接機

溶接機 最大入力 (キロボルトアンペア)	3 以上	5 以上	7.5 以上	10 以上	15 以上	20 以上	25 以上	30 以上	35 以上	40 以上	45以上 50未満
コンデンサ 取付容量 (マイクロファラッド)	100	150	200	250	300	400	500	600	700	800	900

□ 交流抵抗溶接機

イの容量の50パーセントといたします。

(4) そ の 他

(1), (2)および(3)によることが不適当と認められる電気機器については、機器の特性に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

6 契約容量および契約電力の算定方法

16 (従量電灯) (3)ニ(ロ)または22 (低圧電力) (4)ロの場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率 (100パーセントといたします。) を乘じます。

(1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

(2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

7 使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として次によります。

(1) 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電流、契約容量または契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率を

勘案して算定いたします。

イ 前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \frac{\text{協定の対象となる期間の日数}}{\text{協定の対象となる期間の日数}}$$

ロ 前3月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前3月間の使用電力量}}{\text{前3月間の料金の算定期間の日数}} \times \frac{\text{協定の対象となる期間の日数}}{\text{協定の対象となる期間の日数}}$$

(2) 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

(3) 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \frac{\text{協定の対象となる期間の日数}}{\text{協定の対象となる期間の日数}}$$

(4) 参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。

なお、この場合の計量器の取付けは、58（計量器等の取付け）に準ずるものといたします。

(5) 公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{100\% + (\pm \text{誤差率})}$$

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

イ お客様の申出により測定したときは、申出の日の属する月

ロ 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月

(6) (1), (2), (3), (4)または(5)によって使用電力量を定める場合、協定期間の30分ごとの使用電力量は、協定期間の使用電力量を協定期間ににおける30分ごとの使用電力量として均等に配分してえられる値といたします。

ただし、協定期間の使用電力量を計量器の時間帯区分ごとに定めるとときは、協定期間における各時間帯区分ごとの使用電力量をそれぞれの時間帯区分の30分ごとの使用電力量として均等に配分してえられる値といたします。

8 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金、最低料金、最低月額料金または定額制供給の料金を日割りする場合

$$1\text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

ただし、30（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}} \text{は}, \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

ロ 料金適用上の電力量区分等を日割りする場合

(イ) 従量電灯Aの電力量区分を日割りする場合

$$\text{最低料金適用電力量} = 8\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。

(ロ) 従量電灯Bおよび従量電灯Cの電力量区分を日割りする場合

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

- (八) 時間帯別電灯〔夜間8時間型〕の昼間時間における料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 90 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、昼間時間における使用電力量のうち、最初の90キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 140 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、昼間時間における使用電力量のうち、90キロワット時をこえ230キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

- (二) 時間帯別電灯〔夜間10時間型〕の昼間時間における料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 80 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、昼間時間における使用電力量のうち、最初の80キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 120 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、昼間時間における使用電力量のうち、80キロワット時をこえ200キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

- (ホ) (イ), (ロ), (ハ)または(ニ)によって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (ハ) 30 (料金の算定) (1)ハに該当する場合は、(イ), (ロ), (ハ)および(ニ)の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}} \text{は}, \quad \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

ハ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

- (イ) 30 (料金の算定) (1)イまたはハの場合
料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。
- (ロ) 30 (料金の算定) (1)ロの場合
料金の算定期間を料金に変更のあった日の前後で区分して、それぞれの期間において30分ごとの使用電力量を合計して算定いたします。
なお、それぞれの期間の季節別および時間帯別の使用電力量は、季節および時間帯ごとに30分ごとの使用電力量をそれぞれの期間におい

て合計して算定いたします。

ニ　日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合

(イ) 30（料金の算定）(1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 30（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間を料金に変更のあった日の前後で区分して、それぞれの期間において30分ごとの使用電力量を合計して算定いたします。

(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう計量期間等の日数は、次のとおりといたします。

イ　電気の供給を開始した場合

開始日を含む計量期間等の日数といたします。

ロ　需給契約が消滅した場合

消滅日の前日を含む計量期間等の日数といたします。

(3) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ　電気の供給を開始した場合

開始日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。

ロ　需給契約が消滅した場合

消滅日の前日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。

(4) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

9 夜間蓄熱式機器

(1) 夜間蓄熱式機器とは、主として毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間（時間帯別電灯〔夜間10時間型〕においては毎日午後10時から午前8

時までの時間といたします。) に通電する機能を有し、通電時間中に蓄熱のために使用される貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。

- (2) (1)の「主として夜間時間に通電する機能」とは、次の場合を含みます。
- イ お客様が当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合
 - ロ 28 (計量) (3)の場合で、当社が夜間時間以外の時間に当該機器への電気の供給をしゃ断する装置または計量器を取り付けた場合
- (3) 夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。
- (4) 当社は、夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

10 オフピーク蓄熱式電気温水器

- (1) オフピーク蓄熱式電気温水器とは、ヒートポンプを利用して主として電力需要の少ない時間帯に蓄熱し、お客様が給湯に使用するためまたは給湯とあわせて床暖房等に使用するために必要とされる湯温および湯量に沸きあげる機能を有する機器であって、夜間蓄熱式機器に該当しない貯湯式電気温水器および給湯機能と床暖房等の機能をあわせて有する貯湯式電気温水器等の機器をいいます。
- (2) オフピーク蓄熱式電気温水器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。
- (3) 当社は、オフピーク蓄熱式電気温水器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、オフピーク蓄熱式電気温水器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

11 標準設計基準

- (1) 高圧および低圧電線路
- イ 電圧降下の許容限度

高圧および低圧の電線路における電圧降下の許容限度は、次のとおりといたします。

なお、この場合の電線路は、需給地点から需給地点に最も近い発電所、変電所または供給用変圧器の引出口までといたします。

公称電圧 区 域	高 圧		低 圧	
	3,300ボルト	6,600ボルト	100ボルト	200ボルト
市 街 地		300ボルト	6 ボルト	20ボルト
そ の 他	150ボルト	600ボルト	6 ボルト	20ボルト

ロ 電線路の経路

高圧および低圧の電線路の経路は、技術上支障のない範囲で電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

ハ 電線路の種類

高圧および低圧の電線路の種類は、架空電線路といたします。ただし、架空電線路の施設が法令上認められない場合、または技術上、経済上もしくは地域的な事情により著しく困難な場合には、その他の方法によります。

ニ 架 空 電 線 路

(イ) 電線路の施設方法

a 高圧および低圧の電線路は、単独の電線路の新設、他の電線路との併架、電線の張替または負荷の分割のうち、技術上支障のない範囲で最も経済的な方法により施設いたします。

b 高圧の電線路を単独で施設する場合は、原則として1回線といたします。

(ロ) 支持物の種類

高圧および低圧の電線路の支持物は、原則として分割式複合柱といたします。ただし、技術上、経済上適当と認められる場合には、鉄筋コンクリート柱、鉄筋コンクリート鋼管複合柱、鋼管柱、木柱等といたします。

(ハ) 径 間

高圧および低圧の電線路の径間は、原則として次によります。

施設地域	径間
市街地	30メートル
その他	40メートル

(ニ) 支持物の長さ

高圧および低圧の電線路の支持物の長さは、次によります。ただし、根入れ、電線の弛度、装柱等の施設場所の状況から、この長さ以外のものを使用することがあります。

装柱	施設地域	市街地	その他
高圧		15メートル	15メートル
高低圧併架		15メートル	15メートル
低圧		11メートル	11メートル
低压引込		6.9メートル	6.9メートル

(ホ) がいしの種類

高圧および低圧の電線路で使用するがいしは、次によります。

電圧	使用箇所	引通箇所	引留箇所
高圧		高圧中実がいし 高圧クランプがいし 高圧ピンがいし	高圧耐張がいし 高圧中実耐張がいし
低圧	本線	低圧ピンがいし 低圧引留がいし	低圧引留がいし
	引込線	低圧引留がいし、多溝がいし、平形がいし、分割ねじ込みがいし（普通、長足）	

(ヘ) 装柱

高圧電線路および電力用低圧電線路については、水平配列による装柱とし、電灯用低圧電線路については、垂直配列による装柱といたします。ただし、他の電気工作物、樹木等との離隔距離を確保するため、または消防活動の円滑化等地域の事情により、D型装柱、スペーサー装柱、架空ケーブル装柱等の特殊な装柱とすることがあります。

(ト) 付属材料の種類

- a 高圧電線路および電力用低圧電線路を水平配列とする場合は、軽腕金を施設いたします。
 - b 支柱、支線柱は、技術上適當と認められる分割式複合柱等といたします。
 - c 変圧器の1次側に使用する開閉器は、高圧カットアウトといたします。
 - d 高圧の電線路を保守するため、電線路の分岐箇所その他必要な箇所に、自動式または手動式の高圧負荷開閉器を施設いたします。
- (f) 電線の種類および太さ
- a 高圧および低圧の電線は、導体が銅線、アルミ線もしくは鋼心アルミより線の絶縁電線または架空ケーブルといたします。
 - b 電線の太さは、許容電流、電圧降下、短絡容量、機械的強度等に応じて次のなかから選定いたします。

電線の種類 電圧		銅線	アルミ線	ケーブル
高圧			公称断面積32平方 ミリメートル以上	公称断面積38平方 ミリメートル以上
低 圧	本線		公称断面積32平方 ミリメートル以上	公称断面積38平方 ミリメートル以上
	引込線	直径2.6ミリメートル 以上	公称断面積120平方 ミリメートル以上	直径2.0ミリメートル以上

- c 電線の許容電流は、次によります。

(単位：アンペア)

種別	太さ	単線(ミリメートル)		より線(平方ミリメートル)												
		2.0	2.6	3.2	5.5	8	14	22	32	38	60	100	120	150	200	240
高圧 絶縁電線	鋼心アルミより線 (ACSR-OE線)	/	/	/	/	/	/	/	132	/	/	/	288	/	/	/
	硬アルミ線 (HAL-OC線)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	530	/
高圧架空 ケーブル (CVT-SS, HCVT-SS)	トリプレックス型 自己支持形高圧架橋 ポリエチレン絶縁ビニル シースケーブル	/	/	/	/	/	/	/	155	/	275	/	/	475	/	/
緑廻し用電線	銅線(IJP)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	345	/	450	545	/	/
高圧引下用電線	(PDC線)	/	/	72	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
低圧 絶縁電線	鋼心アルミより線 (ACSR-OE線)	/	/	/	/	/	/	/	132	/	/	288	/	/	/	/
	硬アルミ線 (HAL-OC線)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	530	/	/
600ボルトビニル絶縁電線(IV線)		48	/	61	/	115	/	162	/	/	/	/	/	/	/	/
低圧架空 ケーブル (SHVVQ-SS)	クオーレックス型自己 支持形特殊耐熱 ビニル絶縁ビニルシース ケーブル(150平方ミリ メートル×2+100平方 ミリメートル×2)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	270	/	340	/	/	/
ビニル絶縁ケーブル (SVケーブル)	2心(2SV)	27	39	/	/	51	70	/	/	138	188	259	/	/	/	/
	3心(3SV)	/	34	/	/	45	65	86	/	121	165	217	/	286	/	/
引込用ビニル 絶縁電線(DV線)	2個より(2DV)	/	38	50	/	/	70	/	/	130	/	/	/	/	/	/
	3個より(3DV)	/	34	44	/	/	62	80	/	113	152	/	/	/	/	/
600ボルト架橋 ポリエチレン 絶縁ケーブル (CVケーブル)	2個より(2CV)	/	/	/	/	70	100	130	/	185	245	335	/	440	/	/
	3個より(3CV)	/	/	/	/	68	94	120	/	170	230	315	/	415	/	/

(注) 電線およびケーブルの許容電流は、日本電線工業会規格に準じた算定方法に施設条件を考慮して算出してあります。

(リ) 柱上変圧器の容量

柱上変圧器の容量は、技術上、経済上適當と認められるものを次の中から選定いたします。

容 量(キロボルトアンペア)
10, 20, 30, 50, 75, 100, 50+125, 30+70, 20+50, 10+30, 15+50, 20+75

(ヌ) 耐雷設備の施設

電線路には、避雷器、架空地線その他の技術上、経済上合理的な耐

雷設備を施設いたします。

(ル) 耐塩設備の施設

塩害発生のおそれの多い地域に施設する電線路には、耐塩がいし類
その他の耐塩構造の設備を施設いたします。

ホ 地 中 電 線 路

(イ) 電線路の施設方法

高圧および低圧の電線路は、管路式、暗きよ式または直埋式のうち、
技術上支障のない範囲でいずれか経済的な方法により施設いたします。

(ロ) ケーブルの選定

ケーブルは、許容電流、電圧降下、短絡容量、施設方法等に応じて
次のの中から選定いたします。

なお、ケーブルの許容電流は、日本電線工業会規格の算定方法に施
設条件を考慮して算定いたします。

条件	公称電圧	6,600ボルト	100ボルトまたは200ボルト			
種類	架橋ポリエチレン絶縁 ビニルシースケーブル (トリプレックス型) (CV-Tケーブル)	架橋ポリエチレン絶縁 ビニルシースケーブル (ワドループレックス型) (CV-Qケーブル)	600ボルトビニル絶縁 ビニルシースケーブル (SVケーブル)	600ボルト架橋 ポリエチレン絶縁 ビニルシースケーブル (CVケーブル)		
線心数	3	4	2	3	2	3
	60	60	8	8	8	8
	150	150	14	14	14	14
	250	250	38	22	22	22
	325		60	38	38	38
	500		100	60	60	60
公称断面積 (平方ミリメートル)				100	100	100
				150		150

(ハ) 多回路開閉器、低圧分岐装置および低圧屋側分岐箱の施設

- 多回路開閉器は、高圧線を分岐する場合に施設いたします。
- 低圧分岐装置または低圧屋側分岐箱は、低圧線を分岐する場合に
施設いたします。

(ニ) 高圧で電気を供給する場合は、地中電線路からπ型の引込線（π引
込みといいます。）を施設いたします。

へ そ の 他

技術上その他やむをえない場合で、中高層集合住宅等への供給のために当社がお客様の土地または建物内に変圧器等の供給設備を施設するときは、お客様施設柱方式、集合住宅用の変圧器方式または供給用変圧器室（棟）方式のいずれかによります。

(2) 変 電 設 備

イ しや断器の選定

しや断器は、系統電圧に応じた最大負荷電流および現に構成され、または今後10年のうちに構成されることが予想されている系統について計算した短絡容量を基準として、最小のものといたします。

ロ 断路器の選定

断路器は、系統電圧に応じた最大負荷電流を基準として、最小のものといたします。

ハ 変流器の選定

変流器は、系統電圧に応じた最大負荷電流および事故電流を基準として、最小のものといたします。

ニ 配電盤に取り付ける装置

配電盤には、電流計、電力計、電圧計、しや断器操作用ハンドルその他運転に必要な装置を取り付けます。

ホ 保護装置の施設

電線路には、短絡または地絡を生じた場合に自動的に電路をしや断するための適切な保護装置を施設いたします。

(3) そ の 他

この標準設計基準に定めのない場合は、技術基準その他の関係法令等にもとづき、技術上適當と認められる設計によります。この場合には、その設計を標準設計といたします。